

新居浜市都市計画マスタープラン

—新居浜市の都市計画に関する基本的な方針—

< 概要版 >

光都プラン21

平成 28 年 3 月

新 居 浜 市

目次

第1節 都市計画マスタープランとは

1. 都市計画マスタープランの概要	1
2. 見直しの背景	1
3. 新居浜市都市計画マスタープランの目的と役割	1
4. 新居浜市都市計画マスタープランの対象範囲と計画期間	2
5. 新居浜市都市計画マスタープランの位置づけと全体構成	2

第2節 新居浜市の現状と課題

1. 上位計画における本市の方針	3
2. 都市づくりの基本的課題	3

第3節 全体構想

1. 都市づくりの基本理念と将来都市像	4
2. 基本目標	4
3. 将来フレーム（将来目標人口）の設定	5
4. 都市づくりの基本的な方向	5
4-1 将来都市構造の基本方向	6
4-2 土地利用方針	9
4-3 都市施設等の整備方針	12
(1) 市街地の整備方針	12
(2) 交通関連施設等の整備方針	14
(3) 公園・緑地関連施設等の整備方針	16
(4) 河川関連施設等の整備方針	16
(5) 供給処理関連施設等の整備方針	18
(6) 都市環境関連施設等の整備方針	18
(7) 都市景観形成等の整備方針	20
(8) 都市防災関連施設等の整備方針	20
(9) 福祉関連施設等の整備方針	23
(10) その他公共施設等の整備方針	23

第4節 地域別構想

1. 地域区分の設定	24
2. 地域別現況特性と主要課題及びまちづくり整備方針	25
2-1 中部地域	25
2-2 東部地域	27
2-3 南部地域	29
2-4 西部地域	31
2-5 別子山・山間地域	33

第5節 実現化に向けての取り組み

1. 実現化方策の検討	35
(1) 適正な土地利用の誘導	35
(2) 整備手法の検討	35
2. 実現化に向けての取り組み	38
(1) 将来都市像の実現化を図るための先導的プロジェクトの推進	38
(2) 今後のまちづくりの推進に向けて（市民等と行政の協働によるまちづくり）	39
用語の説明	40

第 1 節 都市計画マスタープランとは

1. 都市計画マスタープランの概要

「市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン）」（都市計画法第 18 条の 2）は、市町村の地域特性や都市づくりの課題に対応した整備方針を住民参加のもとに市町村が主体となって定めるものです。

2. 見直しの背景

現在の計画は、平成 13 年 6 月に策定され、平成 19 年 2 月に見直しを行いました。

しかし、その後に策定された第五次新居浜市長期総合計画*や愛媛県が「地震対策、津波浸水対策に関する方針」を追加策定する新居浜都市計画区域マスタープラン*との整合を図る必要が生じました。

このことから、「災害に強いまちづくり」を推進するとともに、内陸部・臨海部の工業用地の確保や新規土地利用等の検討、また、現在に至るまでの社会情勢や本市の都市構造等における変化に対応するため、現状や課題を整理し、見直しを行うものです。

主な見直しの背景

- 広域レベルの計画である新居浜都市計画区域マスタープラン*（愛媛県）の見直し
- 上位計画である「第五次新居浜市長期総合計画*」の見直し
- 人口減少、少子高齢化、環境問題等、我が国の都市づくりの社会潮流への対応
- 策定後おおむね 10 年経過したことによる各分野の整備方針等の変化
- 区域区分*の廃止後のまちづくりへの影響や課題への対応 等

3. 新居浜市都市計画マスタープランの目的と役割

「新居浜市都市計画マスタープラン」は、本市の現状、社会情勢や市民の意向を踏まえつつ、次のことを明らかにし、新居浜市全体及び地域別のまちづくりの基本的な方針を定め、今後のまちづくりを計画的に進めていくことを目的としています。

- ① 新居浜市全体でのまちづくりの方向性（全体構想）
- ② より市民に近い「地域レベルにおけるまちづくり」の方向性（地域別構想）

新居浜市都市計画マスタープランの主な役割

- ① 新居浜市全体や各地域の実現すべき都市将来像を具体的に示す。
- ② 将来のまちづくりや各種都市計画等を総合的に定め、地域住民の理解を深める。
- ③ 都市計画や各分野計画間の相互の調整を図る。
- ④ 土地利用の規制・誘導の方策や各種都市施設の整備事業など、都市計画等に関する方策や事業を決定、変更する際の指針とする。

4. 新居浜市都市計画マスタープランの対象範囲と計画期間

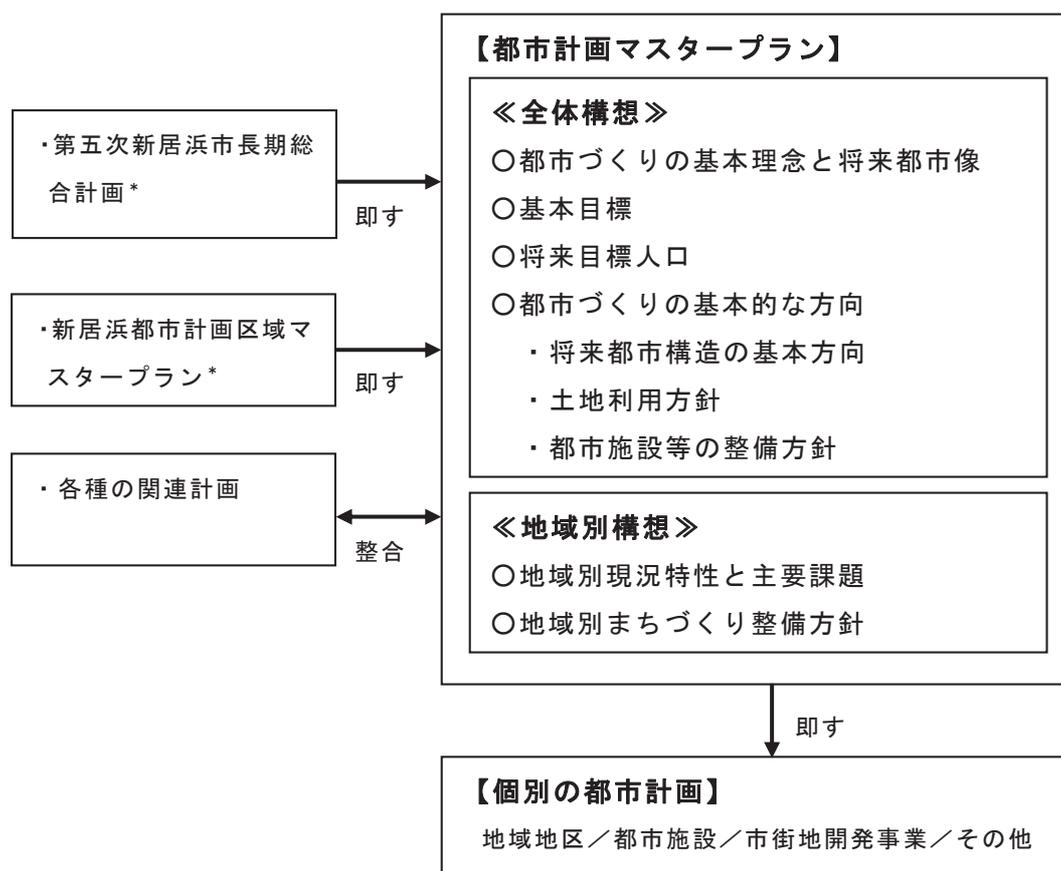
対象範囲：新居浜市の行政区域（234.46 k m²、国土地理院 H26.10.1 現在）

計画期間：平成13年度から平成32年度

5. 新居浜市都市計画マスタープランの位置づけと全体構成

今回策定する「新居浜市都市計画マスタープラン」は、市の基本構想（第五次新居浜市長期総合計画*）、新居浜都市計画区域マスタープラン*を上位計画としてこの内容に即しつつも、地域住民に最も身近な新居浜市が市民の意見を反映しながら、本市の特徴・特性を生かしたまちづくりの基本的な方針を示すものです。

計画の策定にあたっては、策定委員会（学識経験者・上位関連機関・市民の代表、各種団体組織、民間企業等で構成）と庁内作業部会（市役所内検討委員会）を設置し、計画策定における総合的な調整機能及び計画内容に対する合意形成の場としました。



第2節 新居浜市の現状と課題

1. 上位計画における本市の方針

(1) 第五次新居浜市長期総合計画* 平成28年3月

- 第五次新居浜市長期総合計画*を平成23年3月に策定、平成28年3月に見直し
- 目標年次：平成32年度 ○目標人口：11.6万人
- 都市像
 —あかがねのまち、笑顔輝く— 産業・環境共生都市

(2) 新居浜都市計画区域マスタープラン* 愛媛県 平成28年5月（予定）

- 目標年次：おおむね20年後
- まちづくりの目標（キャッチフレーズ）
 「—あかがねのまち、笑顔輝く— 産業・環境共生都市」
- 区域区分*（市街化区域と市街化調整区域の区分）を定めない。

2. 都市づくりの基本的課題

(1) 本市の広域的な課題

- 『生活・文化・産業創造都市』としての高次都市機能*の拡充・整備 等

(2) 都市機能に関する課題

- 地域企業、産業を支える人材の育成などと工業拠点の整備
- 都市拠点における商業・業務機能などの生活を支える都市機能の集約と充実 等

(3) 都市的土地利用に関する課題

- 瀬戸内海、国領川、赤石山系・銅山川などの豊かな自然環境の保全と活用
- 適正な土地利用の誘導と土地の高度利用による有効な土地活用 等

(4) 市街地整備に関する課題

- JR新居浜駅周辺地区の整備促進
- 市街地中心部の魅力の向上と周辺での居住の誘導 等

(5) 住宅地整備に関する課題

- 都市基盤施設*が整った優良な宅地の供給 等

(6) 都市施設に関する課題

- 松山自動車道などと市街地を結び、都市の骨格を形成する都市計画道路の整備促進
- 都市拠点と周辺地域を連絡する公共交通の持続的な運行 等

(7) 都市環境（景観・環境・防災・福祉）に関する課題

- 臨海地域、市街地中心部や観光地などの魅力ある都市景観の創出
- 巨大地震などに備えた防災意識の向上と都市防災機能の強化 等

第3節 全体構想

1. 都市づくりの基本理念と将来都市像

新居浜市都市計画マスタープランでは、基本理念と将来都市像を次のように定めます。

(1) 基本理念

本市固有の恵まれた自然、育まれてきた歴史や文化等の風土が人々の生活の中で息づき、市民の自由な生活活動を支えるとともに、本市独自の個性が光る『ゆとりと豊かさにあふれ、活力と魅力のあるきらりと光るまち』を目指していきます。

(2) 将来都市像

都市の将来像は、この基本理念を踏まえつつ、第五次新居浜市長期総合計画*に定める「あかがねのまち」「笑顔輝く」「産業・環境共生都市」都市を目指します。

—あかがねのまち、笑顔輝く— 産業・環境共生都市

新居浜市都市計画マスタープランの愛称：『光都^{コート}プラン21』

2. 基本目標

(1) 瀬戸内三橋時代にふさわしい高次都市機能*を備えた産業・環境共生都市づくり

総合文化施設、商業・業務施設、都心居住・福祉施設などの各種機能を備えた高次の都市施設の集積を目指します。

(2) 未来を築く産業を創造する活力あるまちづくり

産業基盤の整備・充実に努めるとともに、新たな活力となる企業誘致・立地を促進するため工業拠点の整備を目指します。また、交流人口の増加、高齢者や女性等の社会参加の機会創出を目指します。

(3) 快適で魅力と賑わいのある市街地の再生

都市拠点における高次都市機能*の集積と地域拠点における身近な生活機能の集約を図るとともに、地域コミュニティ*の維持・保全を図り、地域連携が確保された集約型の都市構造の実現を目指します。そのためには、既成市街地における優先的な都市施設の整備や都市拠点等への基幹公共公益施設の集約、公共交通ネットワークの整備など、快適で魅力ある市街地環境の形成を目指します。

(4) 本市固有の自然や歴史・文化などの環境と共生するまちづくり

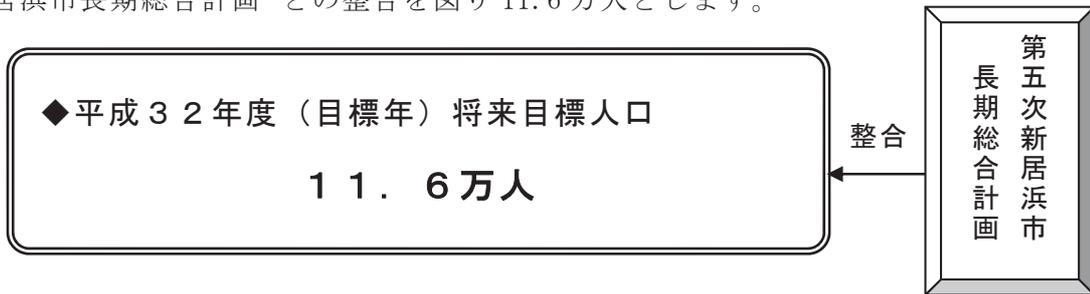
本市の恵まれた水と緑の自然環境の保全を行うとともに、これまで育まれてきた歴史・文化を尊重し、伝統的なまつりや近代化産業遺産*などの保存・活用等に努め、郷土の文化に誇りと愛着をもてるまちづくりを目指します。また、地球環境にやさしい循環型のまちづくりを目指します。

(5) 誰もが安心して豊かに暮らせる生活空間づくり

都市の安全性の向上を図るとともに、地震や津波、台風や大雨による浸水、土砂災害などの災害に強いまちづくりを目指します。また、様々な施設の福祉的環境整備（バリアフリー*）を進め、市民、団体、事業者、行政が一体となった総合的な福祉のまちづくりとともに、環境保全、防災、福祉など、まちづくりの多様な場において協働によるまちづくりを目指します。

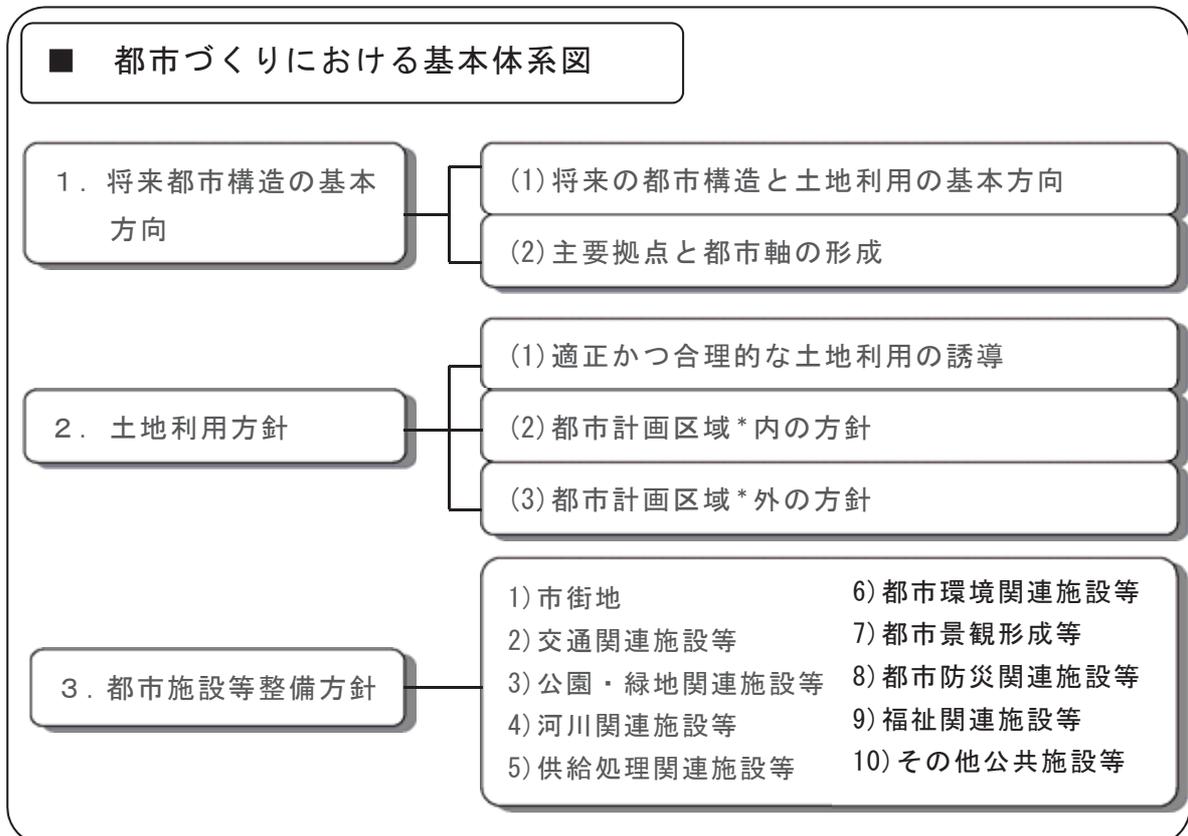
3. 将来フレーム（将来目標人口）の設定

計画期間の目標年度となる平成 32 年度（2020 年度）における将来目標人口は、第五次新居浜市長期総合計画*との整合を図り 11.6 万人とします。



4. 都市づくりの基本的な方向

都市づくりの基本理念と将来都市像、基本目標に基づき、将来都市構造の基本方向、土地利用方針、都市施設等整備方針について、次のような基本体系で基本方向、整備方針を示します。



4-1 将来都市構造の基本方向

本市の地形的特性を踏まえて、都市づくりの基盤となる将来の都市構造を「複合臨海部」「丘陵部」「平野部」「複合山地部」「山間部」の区域に大別し、各々の基本方向を示します。

(1) 将来の都市構造と土地利用の基本方向

1) 複合臨海部

- ・今後も産業基盤等の整備と充実に努めていくとともに、津波に強いまちづくりに努めながら、住宅地との共存、自然環境との共生を目指す地域

2) 平野部

- ・都市拠点は高次都市機能*の充実・強化等とまち中の居住を適正に誘導する地域
- ・周辺部の既成市街地は都市施設の効率的な整備等を図り、伝統的な地域コミュニティ*と良好な居住環境の維持・保全を図る地域
- ・田園地域は優良農地の保全に努めるとともに、適正な土地利用規制・誘導により良好な環境の保全を図る地域

3) 丘陵部

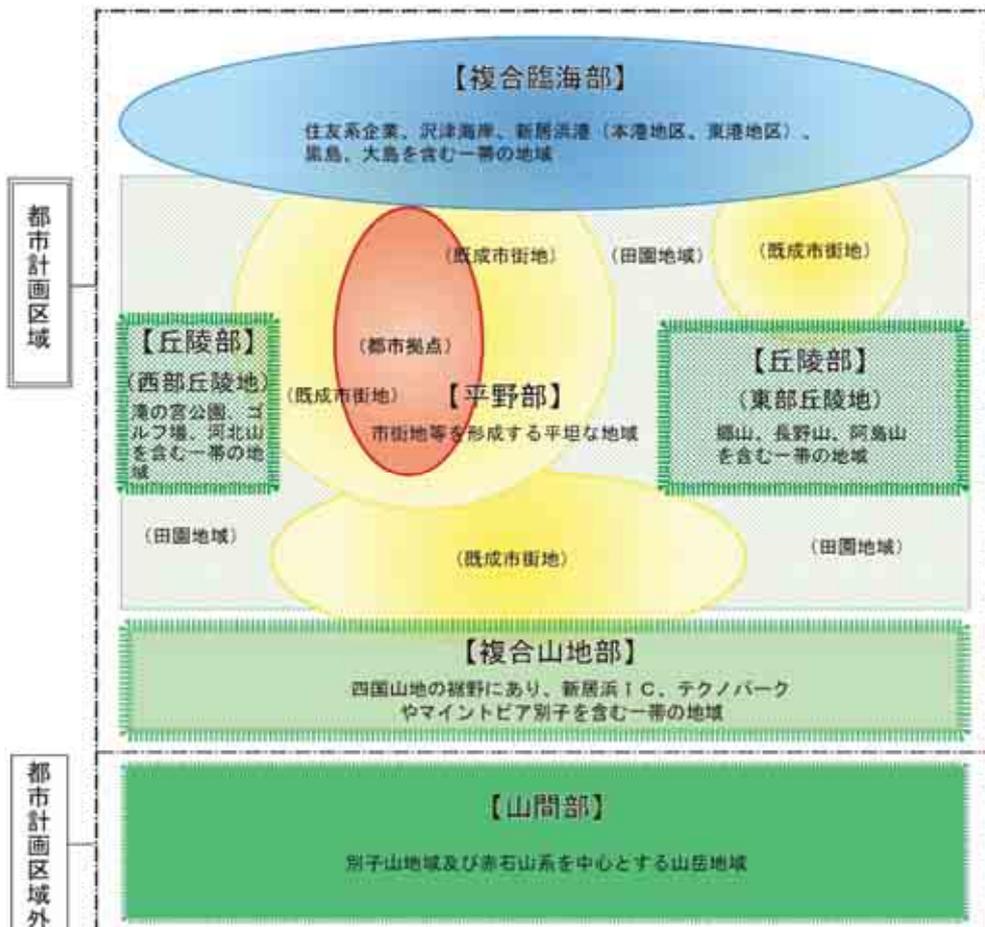
- ・緑の保全と活用を計画的に努めていく地域。また、貴重な景観要素となる地域であるとともに、内陸部での産業基盤等の整備を進める地域が融合するべき地域

4) 複合山地部

- ・自然環境の保全を前提に、歴史・文化、観光・レクリエーション機能の充実に努めていく地域

5) 山間部

- ・森林公園ゆらぎの森を核とした別子・翠波はな街道*の活用を図り、地域内外の交流促進と、自然環境及び産業遺産の宝庫として保全に努めていく地域



(2) 主要拠点と都市軸の形成方針

1) 都市拠点の形成方針

- JR新居浜駅周辺地区：本市の「玄関口」としての役割を担っていることから、面的整備事業等の活用や市民参加型まちづくりにより『新居浜らしい出会いの場』の形成を推進します。
- 一宮町・繁本町周辺地区：官公庁施設の高度化、都市基盤整備と周辺地区環境との一体的な整備を推進します。
- 昭和通り・登り道沿道地区：昭和通り、登り道商店街を含む中心商店街周辺は、人々が集い、賑う魅力ある商店街の創出に努めながら、商業・業務機能の強化を図ります。
- 前田町周辺地区：商業・業務及びアミューズメントが複合した地区として、機能の充実を図ります。

2) 地域拠点

- ・喜光地周辺、JR多喜浜駅周辺の2地区：生活サービスの提供、近隣商業サービス機能の充実をめめます。

3) 交通・交流拠点

- ・交通網の主要結節点となるJR新居浜駅、多喜浜駅、中萩駅及び松山自動車道新居浜インターチェンジ、新居浜港（本港地区、東港地区）及び東予港（東港地区）は、交通及び交流機能の充実に努めます。

4) 産業拠点

- ・臨海部にある工業集積地、多喜浜、黒島、垣生、阿島工業団地及びえひめ東予産業創造センターは、産業基盤の整備・充実や交通結節点とのアクセス性の向上を図ります。
- ・新たな産業拠点として、東予港（東港地区）、新居浜港（本港地区）において更なる産業振興を、多喜浜地区、観音原地区から新居浜インターチェンジ付近において工業系施設の立地誘導を図ります。

5) 観光レクリエーション拠点

- 南部観光・レクリエーション：周辺環境との共生のもと、観光、交流・ふれあい、学習等の機能の充実を図るとともに広域観光の振興を推進します。
- その他の観光・レクリエーション拠点：主要な観光資源は、当拠点へのアクセス性の向上を図るとともに、一層の活用を推進します。

6) 歴史・文化拠点

- ・主要な歴史・文化資源は、施設の保存と活用に努め、観光資源とのネットワーク化により地域の活性化を推進します。

7) 都市軸の形成

- 都市中心軸：歴史文化軸からつながる本市の都市形成史を物語る軸であり、都市拠点の機能強化に努めるとともに、計画的かつ合理的な都市基盤の整備を図ります。
- 広域交流連携軸：圏域、広域での都市間ネットワークを形成し、機能、役割分担及び連携による効率的で個性を生かした産業、文化、観光の振興を図ります。
- 地域交流連携軸：隣接する西条市、四国中央市を結ぶ主要な道路は、地域の活性化と東西軸の強化を図ります。
- 健康・環境創造軸：国領川の南北軸は、健康の増進と水と緑の潤いのある豊かな都市環境の創出を図ります。
- 歴史文化軸：本市の歴史を踏まえ、別子山地域から東平、端出場、立川を經由して、都市中心軸及び健康・環境創造軸につながる軸は、近代化産業遺産*と豊かな自然景観の保存活用を図ります。



凡 例							
区分	項目	区分	項目	区分	項目		
	行政区域		自動車専用道路	都市拠点		産業拠点	
	都市計画区域	交 通			主要幹線道路		交通・交流拠点
都基本 市構 造 フ レ ーム					都市計画道路		歴史・文化拠点
			鉄道・駅		公有水面埋立地		
		都市拠点		都市拠点	都 市 軸		都市中心軸
		都市拠点地区		都市拠点地区			広域・地域交流連携軸
	地域拠点		地域拠点			健康・環境創造軸	
	河川	観光・レクリエーション拠点		観光・レクリエーション拠点		歴史文化軸	

4-2 土地利用方針

(1) 適正かつ合理的な土地利用の誘導

地域連携が確保された集約型都市を実現するため、用途地域周辺部などの既成市街地内にある用途白地地域*については、周辺土地利用との調和を図りつつ用途地域への指定を行い、適正かつ合理的な土地利用を図ります。

(2) 都市計画区域*内の方針

1) 用途地域の方針

用途地域においては、より合理的で調和のとれたまちづくりに必要な見直しを行います。

① 商業・業務系

魅力ある商業・業務地の形成

○ J R 新居浜駅周辺や中心商業地、前田町周辺及び喜光地、多喜浜などにおいて、地域特性に応じた機能強化と、魅力ある商業・業務地の形成を図ります。

② 工業系

工業施設の集積

○ 新居浜港本港地区周辺、東港地区周辺、テクノパーク*等、地域特性に応じた機能強化と企業交流・連携を進め、活力ある工業地域の形成を推進します。

③ 住居系

商業・業務地との調和を図った住宅地の整備

○ 市街地中心部周辺では商業・業務地と調和した良質な住宅地の整備を促進します。

中高層住宅地の整備

○ 国領川緑地周辺地域や滝の宮公園周辺地域は、今後も周辺環境と調和を図った中高層住宅地として整備を促進します。

低密度な住宅地の供給

○ 市街地南部については、周辺環境と調和を図った比較的low密度なゆとりのある良好な住宅地の整備を促進します。

④ 沿道型施設立地ゾーン

○ 国道 11 号等の幹線道路の沿道は、周辺環境に十分配慮した上で、沿道サービス型店舗や事務所等の立地を図ります。

2) 特定用途制限地域(用途白地地域*)の方針

特定用途制限地域においては、特定の建築物の立地を制限しつつ都市の発展と産業の振興を図るために必要な見直しを行います。

① 市街地周辺地区

○ 現在の良好な環境の保全を図ります。また、既成市街地内の地域については、都市施設の整備状況などを勘案し、用途地域への指定を検討します。

② 幹線道路沿道地区

○ 秩序ある沿道環境の形成・保全を図ります。また、幹線道路においては、沿道型施設立地ゾーンとして、道路の整備状況や沿道の土地利用状況、周辺環境等への影響に十分配慮した上で、特定用途制限地域の区分の見直し、もしくは用途地域の指定を検討します。

③田園居住地区

○地域の良い環境の形成・保全を図ります。

④産業居住地区

- 著しく大きな負荷を発生させる建築物や、周辺の良好な住環境に支障を生じさせる建築物等の立地を制限し、地域産業の振興のための機能と周辺の住環境との調和を図り、地域の健全な環境の形成を図ります。
- 臨海部の工業地に隣接する地域や広域交通の結節点である新居浜インターチェンジ付近、国道11号、(都)郷松の端線沿道等において、土地利用状況、周辺環境等への影響に十分配慮した上で、新たに内陸型工業用地の整備を推進します。

3) コンパクトなまちづくりへの取組

○福祉・医療・商業等の都市機能を都市拠点や地域拠点等に誘導するとともに、その近傍地域に居住の誘導に努め、合わせて都市拠点や地域拠点と周辺地域の間を公共交通によりアクセスを確保し、いつまでも暮らしやすいまちづくり(コンパクトシティ・プラス・ネットワーク)を目指します。これらを推進するため、「立地適正化計画」の策定を検討します。

4) 開発行為*

○無秩序な乱開発の防止や良好な住環境の形成・保全を図ります。

5) 複合山地・丘陵地

○市南部の山地一帯や林地、河川等の保全を図ります。また、生活環境保全林については、今後もレクリエーション空間としての活用を推進します。

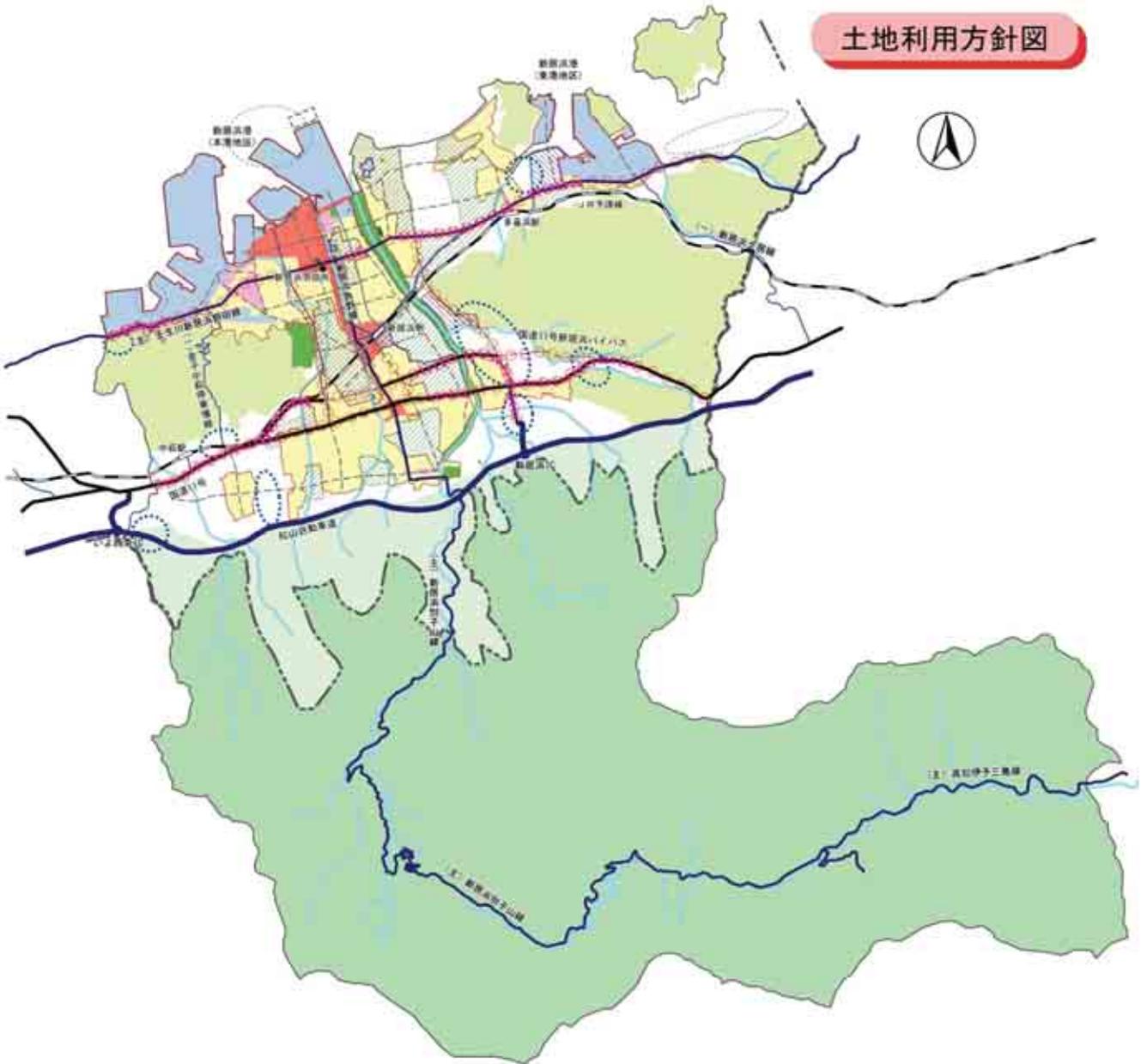
6) 優良農地の保全

○貴重な緑のオープンスペース*として、健全な調和を図りながら優良農地の保全に努めます。また、ほ場整備やため池、水路、農道等の生産基盤の整備を推進します。

(3) 都市計画区域*外の方針

山間部となる都市計画区域*外は、今後も良好な自然環境の保全を図ります。
別子山地域については、山岳レクリエーションゾーンと位置づけ、交通アクセス*の向上、生活利便の確保、交流・連携の拡大のため、道路の整備を図るなど、適切な土地利用に努めます。
森林については、多面的な機能が引き出せるよう、その利用を図ります。

土地利用方針図



凡 例							
区分	項目	区分	項目	区分	項目		
	行政区域	都市的 土地利用		用途地域指定検討 地区（住居系）		特定用途制限地域 変更検討地区	
	都市計画区域			公園・緑地		交 通 網	
	用途地域 商業・業務系			丘陵地			一般国道
	近隣商業系			複合山地			主要地方道
	工業系			山間地			一般県道
	埋立検討地			公有水面埋立地			都市計画道路等
	住居系			市街地周辺地区			鉄道・駅
	沿道型施設立地ゾーン			幹線道路沿道地区			河川
	用途地域指定検討 地区（商業系）			産業居住地区			
	用途地域指定検討 地区（工業系）			田園居住地区 （上記以外の用途白地地域）			

4-3 都市施設等の整備方針

(1) 市街地の整備方針

東予地域の中心都市にふさわしい高次な都市施設の集積と、都市構造の強化やゆとりと潤いのある居住環境の創出を図り、市街地の再生を図ります。

1) 都市基盤施設*の整備

○道路・公園・下水道等の都市施設の整備と既存ストックの維持・活用を重点的に推進します。

2) 商業・業務地区

①都市拠点の活性化

○都市拠点は、地域の中心としてふさわしい高次な都市施設の集積した快適な都市空間の形成を推進します。

◆**行政文化商業・業務地**：市役所周辺は、行政・文化・防災機能の強化を推進します。

◆**中心商業・業務地**：昭和通り、登り道を中心とする周辺は、商店街での空き店舗の活用や地域の特性に応じた都市施設の整備・充実を推進します。

◆**新都心商業・業務地**：J R新居浜駅周辺は、圏域の商業・業務中心地区として高次な都市施設の集積を図ります。また、J R新居浜駅南地区においては、駅南北の一体化や、都市拠点地区としての機能の向上に向けた取組を推進します。

◆**都市型商業・業務地**：前田町周辺については、都市型商業・業務施設の展開により都市機能の集積を促進します。

②周辺環境との調和を図った地域商業地の形成

◆**地域商業地**：喜光地周辺、多喜浜駅周辺等は、近隣住民の日常的な購買需要に対応した商業地の形成を促進します。

◆**沿道型施設利用地**：主要幹線道路等の沿道においては、居住環境と調和を図った沿道型利用施設の立地を促進します。

3) 工業地区

①新産業集積の推進

○新居浜港東港地区周辺は、高付加価値の加工産業や研究開発型産業、生活関連産業などの企業立地を推進します。

②テクノパーク*の整備推進

○えひめ東予産業創造センターを核として、緑豊かなテクノパーク*の形成を促進します。

③周辺環境に配慮した工業地形成、工業用地の整備

○工業地においては、緑化を促進し周辺環境への配慮も含めて環境との共生を図ります。また、適地において新たな工業用地の整備を検討します。

④人材育成機関の集積

○阿島地区周辺は、本市産業を支える人材養成を積極的に推進するとともに、新居浜工業高等専門学校や新居浜高等技術専門学校とも連携を図りながら、産業人材の育成を推進します。

4) 住宅地区

①歩いて暮らせるまちづくりの推進

○都市拠点、地域拠点、周辺地域の拠点やその近傍地域への居住の誘導に努め、都市機能が近傍に集積された“歩いて暮らせるまちづくり”を促進します。

②密集住宅市街地の居住環境の向上

○防災上危険な密集住宅市街地は、狭あい道路の拡幅整備の誘導や、建築物の耐震・耐火化等の推進により安全で快適な居住環境の向上を促進します。

③市街地中心部への居住の推進

○市街地中心部については、地区計画*等を活用し、良好な住宅地の供給を促進します。

④低未利用地の有効利用

○用途地域内農地の市街化を促進するとともに、未利用地を活用し、良好な住宅地の供給を促進します。

⑤多様な住宅ニーズに対応した住宅地の整備

○自然環境との調和やユニバーサルデザイン*等、多様な住宅ニーズに対応した住宅地の整備を促進します。

⑥ 空き家・空き地対策

○空き家等は適正管理や除去、利活用の方策を検討し、居住環境の保全や地域の活性化を図ります。また、「空家等対策計画」を策定します。

5) 各種市街地整備手法

○土地区画整理事業等の活用、地区計画*等の導入、特別用途地区*の適用の検討や、建築協定・景観協定等の活用への支援を図ります。

市街地整備方針図



凡 例							
区分	項目	区分	項目	区分	項目		
	行政区域	市街地整備の方針		行政文化商業・業務地（都市コミュニティ、行政・文化核）の形成		丘陵地	
	都市計画区域			中心商業・業務地としての整備		複合山地	
	用途地域			新都市商業・業務地としての整備・充実		山間地	
市街地整備の方針			商業・業務地区としての整備		都市型商業・業務地としての整備・充実		公有水道埋立地
			周辺環境に配慮した工業地区としての整備		土地区画整理事業地区及び検討地区		主要幹線道路
			住宅地区としての整備		用途地域（商業系）等の推進		主要幹線道路（計画）
			近隣商業地としての整備		用途地域（工業系）等の推進		鉄道・駅
			中心市街地としての整備する区域		用途地域（住居系）等の推進		河・川

(2) 交通関連施設等の整備方針

交通施策の基本となる「都市交通マスタープラン」と、それを実現するための「都市交通戦略*」の進捗管理を行い、交通結節点における交通・交流拠点の整備を進めるとともに、公共交通体系を充実し人員輸送、物流の利用促進を図ります。

1) 道路

① 計画的な交通施策の推進

○都市交通マスタープラン及び都市交通戦略*の進捗管理を行い、効果的、効率的かつ計画的な道路網の整備を推進します。

② 東西方向の交通軸の強化

○市街地の東西を結ぶ都市計画道路新居浜バイパス線、国道11号、(都)磯浦阿島線等を東西の主要軸と位置づけ、これら路線の整備を推進します。

③ 南北方向の交通軸の強化

○(主)新居浜別子山線、(都)西町中村線等を南北の主要軸と位置づけ、これら路線の整備を推進します。

④ 高速交通網へのアクセス性の向上

○新居浜インターチェンジと直結する(都)郷絵の端線、(市)角野船木線、(都)上部東西線の整備を推進します。

⑤ 歩行者・自転車の安全性を重視した道路空間の形成

○道路整備においては、車道と分離された歩道や自転車通行帯の整備を推進します。また、人にやさしい歩行者空間の整備や、自転車ネットワークの構築を推進します。

⑥ 都市環境や老朽化に配慮した道路の整備

○沿線緑化の推進と、透水性舗装の敷設、電線類の地中化等の検討を行い、潤いのある都市環境の創出を推進します。
○道路の老朽化対策として、予防保全型の維持管理(アセットマネジメント*)を進めることにより、道路・橋りょうの「長寿命化」に努めます。

⑦ 都市計画道路の見直し

○都市計画道路のうち整備の見通しが立っていない路線について、都市計画道路の必要性、既存道路等の代替路線の有効活用、事業の実現性等について総合的に判断し、「存続」「変更」「廃止」の方向づけを検討します。また、住民との合意形成などを図った上で、都市計画の変更を行い、計画的な整備を推進します。

2) 公共交通

① 鉄道

○JR新居浜駅周辺の活性化の推進、踏切対策等により、交通・交流拠点であるJR新居浜駅周辺の整備を推進します。また、JR新居浜駅はバリアフリー*化を推進するとともに、JR中萩駅、多喜浜駅についてもバリアフリー*化を促進します。JR予讃線の運転本数の増加、鉄道の高速化についてJR等の関係機関に働きかけていきます。

② 渡海船・バス等

○都市拠点と周辺地域を連絡する公共交通として、JR新居浜駅等を結節点とする路線バスの円滑な運行を促進します。また、高齢化社会に対応した新たな公共交通(デマンドタクシー)や「別子山」、「大島」との交通手段を確保します。さらに、低床低公害型車両の導入やバス待ち環境の向上について関係機関に働きかけていきます。

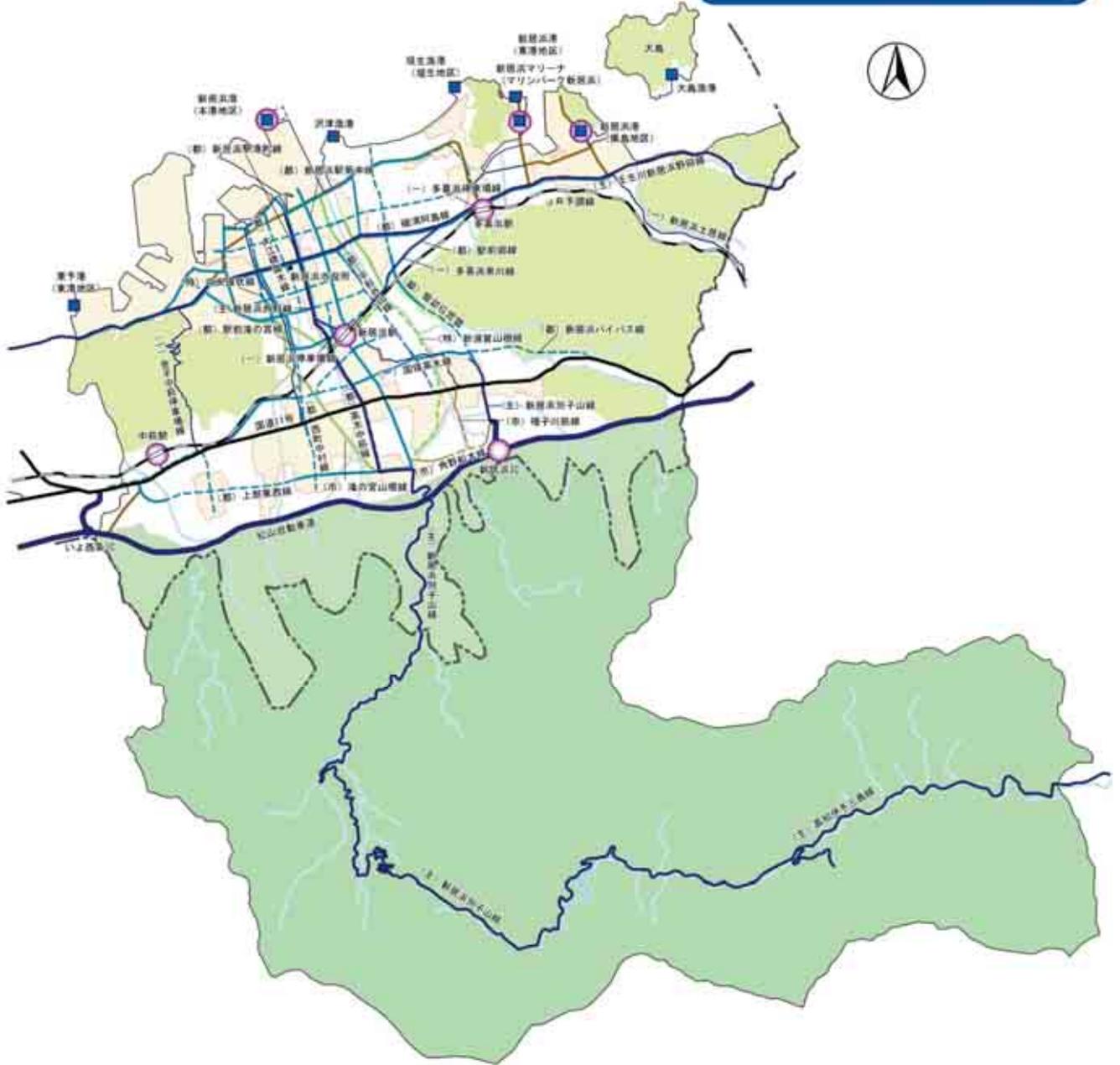
3) 駐車場・駐輪場

○商業・業務地における適正な時間貸駐車場・駐輪場の整備を推進します。また、鉄道駅・バス停等の交通・交流拠点における駐車場・駐輪場の整備を促進します。

4) 港湾

○新居浜港における物流機能のより一層の強化・充実を図り、あわせて、臨港道路及び橋梁などの港湾施設の耐震化を推進します。
○マリンパーク新居浜は適切な維持・管理に努めます。また、新居浜港東港地区からの航路の維持を図るとともに鉄道、バス等との利用バランスに配慮した運行環境の整備を促進します。

交通関連施設等整備方針図



凡 例							
区分	項目	区分	項目	区分	項目		
	行政区域	交 通 施 設		都市計画道路（整備済、一部供用開始含む） 〃（未整備）		丘陵地	
	都市計画区域			その他道路（整備済） 〃（未整備）		複合山地	
	用途地域			自転車歩行者道（整備済） 〃（計画）		山間地	
			高速自動車道		交通・交流拠点		公有水面埋立地
			一般国道		港		鉄道・駅
	主要地方道				河川		
	一般県道						

(3) 公園・緑地関連施設等の整備方針

市民、団体、事業者、行政が協力して公園の整備や緑地の保全を図り、新居浜らしい個性豊かなまちづくりを推進します。

1) 公園・緑地の整備・拡充

- 公園整備については、市民のレクリエーションに対するニーズや都市景観、防災拠点としての機能も考慮した整備を推進します。また、総合運動公園については、立地場所や施設内容、規模等も含めた総合運動公園構想を策定します。
- 既存の公園については、「公園施設長寿命化計画」に基づき、効率的な施設の更新・拡充を図るとともに、高齢者や障がい者にやさしい公園施設のバリアフリー*化に努めます。
- 都市計画公園等については、その必要性や他箇所での代替性などを踏まえ、区域の見直しを検討します。

2) 都市緑化の推進

- 道路、公共施設の緑化等により、都市の緑化を推進します。
- J R新居浜駅周辺は、本市の「玄関口」としてふさわしい緑化を推進します。

3) 既存緑地の保全

- 新居浜市の歴史や文化を反映し、新居浜らしさを伝える大島や東・西丘陵地などの郷土景観の保全を推進します。
- 市街地内に位置する社寺林は、今後も保全を促進します。また、山岳地帯の森林は、健全な整備保全に努めます。

4) 農地の保全と活用

- 農地の保全を図ります。また、遊休農地の適正な利用を図るため、担い手への農地の集積に努めます。

5) 水と緑のネットワーク*の形成

- 河川や別子鉱山鉄道下部線跡については、緑化の整備を推進します。また、主要幹線道路等についても緑化を推進し、水と緑のネットワーク*の形成を図ります。

6) 緑の基本計画*の見直し

- 新居浜市緑の基本計画*は、現在の課題に対応した、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施するため見直しを検討します。

(4) 河川関連施設等の整備方針

河川は防災面と、景観形成、生態系保全、レクリエーション等の多様な機能の維持・回復を目指し、都市における潤い空間等として整備を推進します。一方で、河川管理施設等を良好な状態に保つよう維持・修繕に努めます。

1) 治水対策の実施

- 河川改修や砂防対策の実施を促進するとともに、河川管理施設等の適切な維持及び修繕に努めます。あわせて、河川が本来持っている生態系の保全及び再生を図ります。

2) 河川浄化の推進

- 公共下水道などの整備の推進や市民の意識啓発により、生物が豊富に生息する美しい河川環境の創出を図ります。

3) 親水空間の形成

①親水空間の創出

- 市街地を流れる国領川、尻無川、東川、渦井川については、親水空間の整備に努めます。

②河川の緑地保全と緑化

- 国領川、尻無川、東川、渦井川の河川緑地は、今後も河川緑地の保全と整備を促進します。

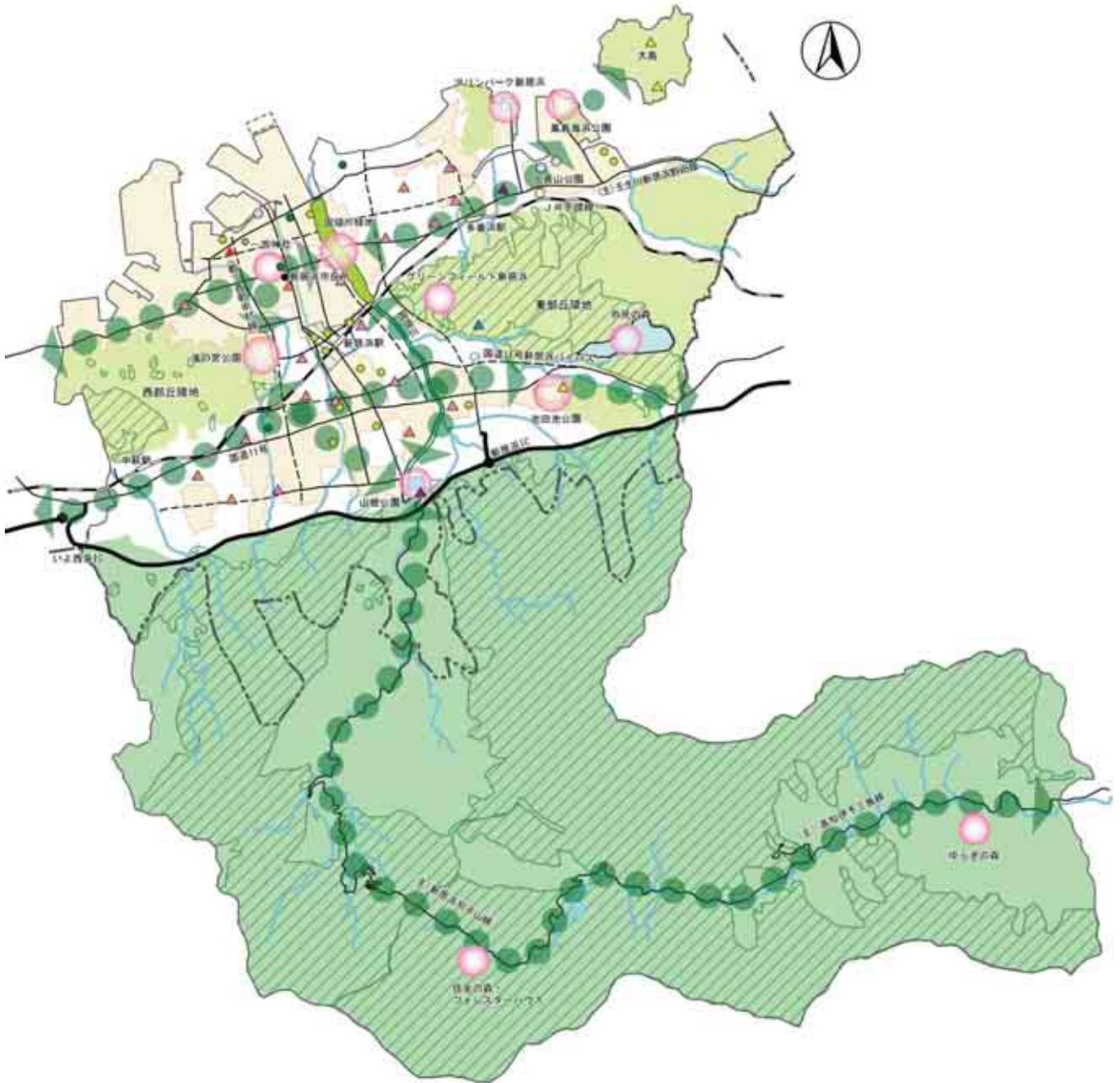
③市民と行政の協働による河川空間の整備

- 地域住民や市民団体等との連携強化を図り、市民参加型の河川空間の整備を検討します。

4) 各種事業の推進

- 国領川、尻無川、東川、渦井川、足谷川、客谷川の堤防や低水護岸の整備を促進するとともに、河床掘削等による河川の治水機能の維持に努めます。また、自然環境の保全や子供達の自然とのふれあいを大切にした河川整備を促進します。

公園・緑地関連施設等整備方針図



凡 例							
区分	項目	区分	項目	区分	項目		
	行政区域	都市公園		近隣公園		核となる緑地	
	都市計画区域			地区公園		緑のネットワーク	
	用途地域			運動公園		丘陵部	
都市公園			街区公園		総合公園		山間部
			近隣公園		特殊公園 (歴史公園、風致公園)		保安林
			総合公園		広場公園		公有水面埋立地
			特殊公園 (歴史公園、風致公園)		都市緑地		主要幹線道路
			広場公園		その他の緑地等		主要幹線道路(計画)
	都市緑地			緑化重点地区 (緑の基本計画より)		河川	

(5) 供給処理関連施設等の整備方針

1) 下水道関連施設整備の方針

① 公共下水道の整備

下水道は、快適な生活環境の確保と河川や海域の水質保全及び市街地の雨水出水による浸水対策等として、今後も引き続き整備を推進します。

○今後も、社会情勢の変化などを見ながら、事業計画区域を拡大し公共下水道の整備を推進するとともに、施設の適切な維持・管理や計画的な改築・更新を推進します。また、雨水出水による浸水被害の軽減を図るためその他雨水施設の整備やソフト対策を検討します。

② 下水道関連施設の整備、維持・管理

○下水道関連施設は、対策の内容や時期等を長寿命化計画として策定することを検討し、適切な維持・管理及び計画的な改築・更新を推進します。

③ 一般下水排水処理の推進

○公共下水道の事業計画区域外の地域は、一般下水路の整備、合併処理浄化槽の普及を推進します。

④ 循環型社会の推進

○雨水浸透施設の整備、下水汚泥の更なる有効利用など、循環型社会の形成を図ります。

2) 上水道の整備方針

○「安心」できる安全・快適な給水を確保し、「安定」した事故や災害に強い水道施設の整備に努めます。

3) ごみ処理施設等の整備方針

○一般廃棄物処理施設の適切な維持・管理に努めるとともに、既存施設の統廃合も含め効率的な運用を図ります。

(6) 都市環境関連施設等の整備方針

水と緑の環境保全、水環境の再生など環境負荷の軽減を総合的に推進することにより、循環型社会の形成を推進します。

1) 水と緑の環境保全

○沿岸部や河川、丘陵地など恵まれた水と緑の環境の保全を図ります。また、これら貴重な自然を生かし、自然とのふれあいの場として創出を図ります。

2) 水環境の再生

○下水道整備や生活排水対策により、水質保全を図るとともに、雨水浸透施設の整備を進め、水環境の再生を図ります。また、水と生物による循環システムの確立を図ります。

3) リサイクル・再利用への取り組み

○建設資材や産業廃棄物のリサイクルや再利用を促進します。さらに市民意識の向上を図り再利用製品の利用等を促進します。公園などの落ち葉等や、建設工事などに伴って発生する表土のリサイクル等を検討します。

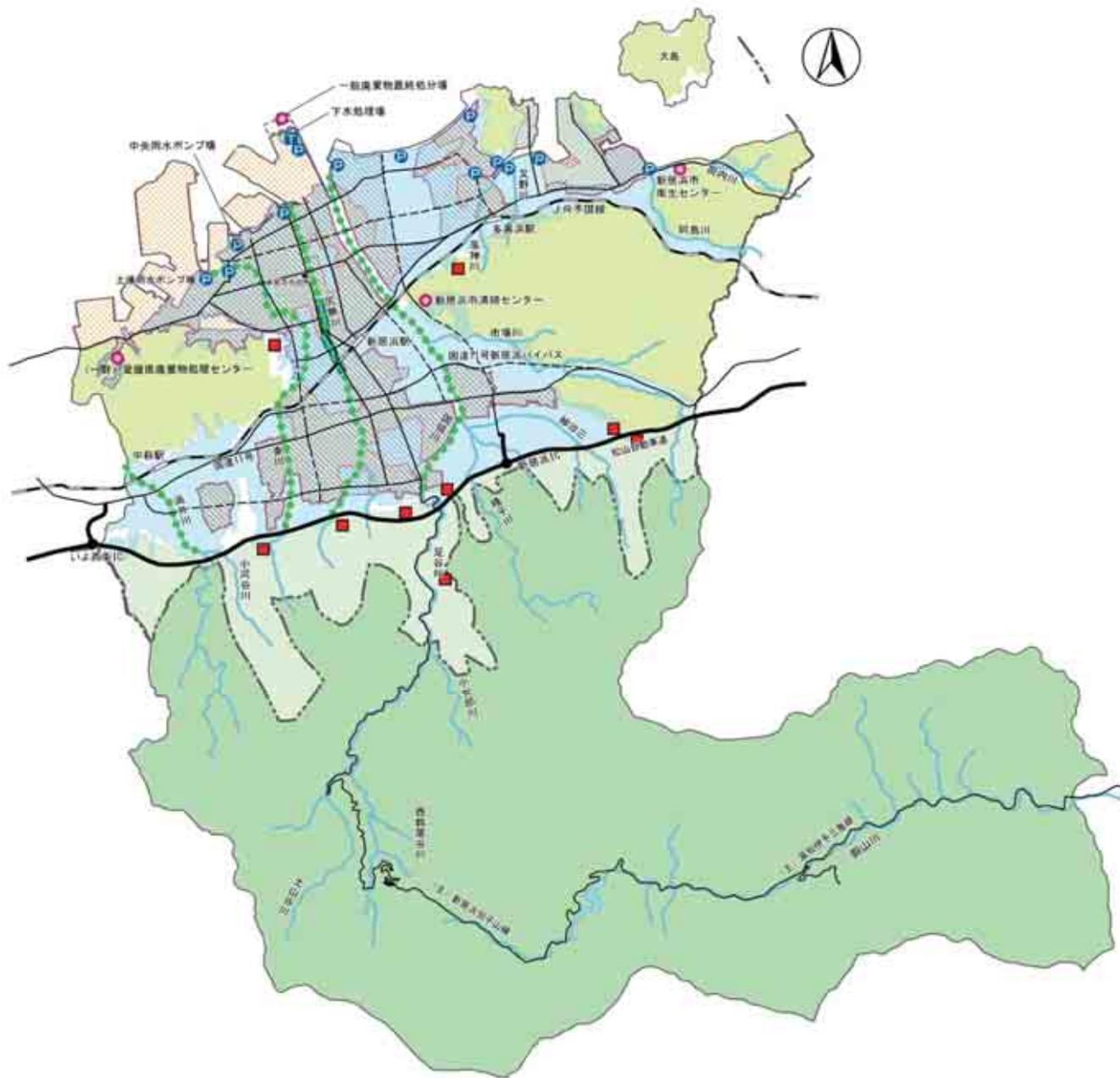
4) 環境基本計画*の推進と各種事業の活用

○環境保全に関する総合的、計画的な施策の体系である「環境基本計画*」を推進します。また、環境と調和した都市施設の整備を推進します。

5) 水源保全対策の強化

○環境基本計画*の重点施策を踏まえ、水道水源保全条例の制定を検討するとともに、関係機関、地域住民との連携を強化して、水源汚染を未然に防止するよう努めます。

河川・供給処理関連施設等整備方針図



凡 例						
区 分	項 目	区 分	項 目	区 分	項 目	
	行政区域		配水池		丘陵地	
	都市計画区域	公共下水道			複合山地	
	用途地域				山間地	
河川			河川		下水処理場	
		護岸等整備計画区間		雨水ポンプ場		主要幹線道路
		河川緑化		一般廃棄物処理施設		主要幹線道路(計画)
					鉄道・駅	

(7) 都市景観形成等の整備方針

良好な景観の形成に関する計画（景観計画）を地域住民との協働により策定し、住民、団体、事業者、行政が一体となって取り組み良好な景観形成を図ります。

1) 歴史的資源や景観の保存と活用

- 別子銅山に由来する近代化産業発展の歴史を本市の個性的地域資源として認識し、世界に誇れる近代化産業遺産*の保存及び活用に努め、周辺環境との調和のとれた歴史的景観形成を推進します。
- また、別子銅山の近代化産業遺産*を新居浜固有の観光資源として活用し、太鼓祭りと共に新居浜を代表する観光資源として情報発信し、全国に知られる近代化遺産観光のまち・新居浜として定着させ、入込観光客数の増加を図ります。さらに、広域連携による広域環境の推進や、観光客の特性にあった観光ルートや施設の充実を促進します。

2) 魅力ある市街地景観の創出

- 市街地では住む人々が親しみ、訪れる人々が魅力を感じるまちづくりを目指し、賑わいや潤いを感じる景観形成を推進します。特に、新居浜駅港町線（シンボルロード）は、別子銅山の歴史をほうふつさせる物語性のあるまちづくりを進め、新居浜市の玄関口としての市街地景観の創出を推進します。

3) 自然的景観の形成と保全

- 市民に愛され親しまれている建造物や地域の郷土愛の源となっている樹木や山根公園などのゆとりを生み出す豊かな緑等の保全を図り、潤いとやすらぎを与える景観形成を図ります。
- 水と緑により構成される潤いある水辺空間を景観資源とし、周辺環境と調和した景観形成・保全を図ります。

4) 山岳景観の形成と保全

- 本市南部の別子銅山に由来する産業遺産と緑におおわれた豊かな自然環境を重要な地域資源として、自然景観の保全に努めます。
- 別子ラインや銅山川の水と緑により構成される潤いある水辺空間を景観資源とし、周辺の自然環境と調和した景観形成及び保全に努めます。

(8) 都市防災関連施設等の整備方針

過去の豪雨災害や東日本大震災等を教訓とし、災害に強いまちづくりを目指します。

1) 都市防災構造化

① 地域防災基盤の整備

- 雨水施設の整備、浸透施設による雨水流出の抑制を図ります。土石流危険渓流等の危険箇所については、防災施設の整備を促進します。また、津波や高潮対策として、海岸保全施設の整備を推進するとともに、必要に応じて耐震性に配慮した河川改修等治水事業を積極的に推進します。さらに、治山・治水などの災害対策を推進します。

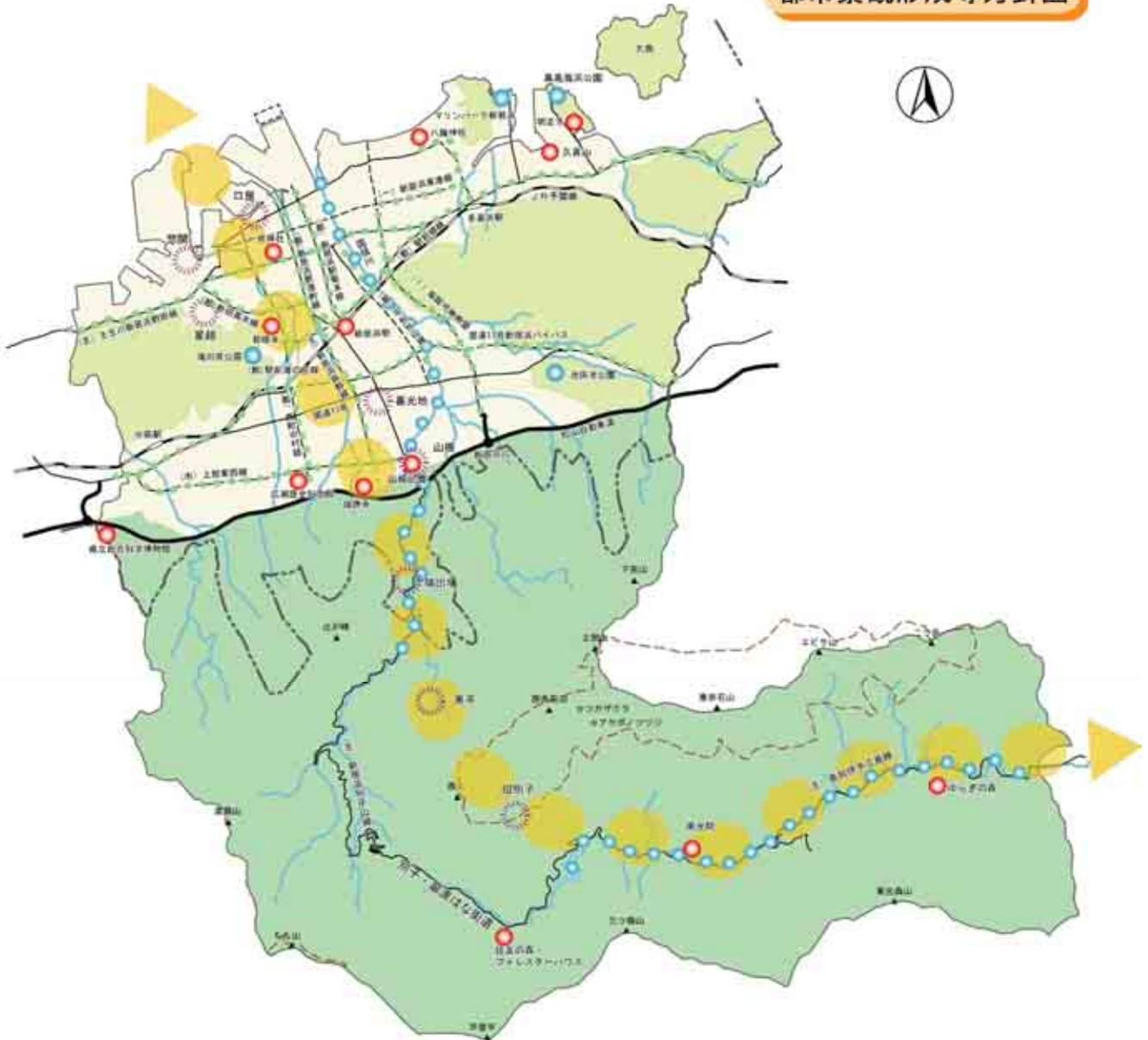
② 避難場所等の整備

- 避難場所の建物の耐震化や耐震対策、防災設備の整備等を推進します。また、防災公園の整備に努めます。
- 避難場所、避難路は津波からの緊急避難先として適切な場所を指定するとともに、市民に対し周知徹底を図ります。

③ 防災拠点施設の整備

- 地域防災拠点施設における情報基盤の多重化と機能強化を図るとともに、消防防災設備や資機材の分散配置を推進します。
- 通信放送施設については、保守管理体制の確立を図ります。
- 沿岸地域への津波警報等の範囲拡大を図るため、広報車、サイレン等多様な手段の確保を図ります。さらに、海岸付近での監視人、監視場所の選定、監視情報の伝達方法等について計画を整備します。

都市景観形成等方針図



凡 例					
区分	項目	区分	項目	区分	項目
	行政区域		歴史景観軸		公有水面埋立地
	都市計画区域		点景観		主要幹線道路
都市景観 ゾーニング			水辺景観		主要幹線道路(計画)
			近代化産業遺産が残る地区		鉄道・駅
			主要な山		河川
			自然環境保全地域		

1) 都市防災構造化

④ ライフラインの強化

- 都市を支えるネットワーク施設の耐震性、耐浪化及び代替性の確保を促進し、また、電線類の地中化を推進します。
- 災害に強い上水道施設の整備を推進します。

⑤ 防災安全街区の構築

- 市街地中心部において、災害時における最低限の都市機能を維持できる防災安全街区の整備を検討します。

⑥ 市街地の耐震耐火性の把握に基づく防災性の向上

- 防災上危険な密集住宅市街地等の防災性と消防活動性の向上に努めます。
- 新居浜市耐震改修促進計画に基づき、地震災害に対する予防及び地震発生時における応急対策を促進します。

⑦ 都市のバックアップ機能*の確保

- 密集住宅市街地等の防災性の向上を図るとともに、バックアップ機能を持った都市の防災化を推進します。

⑧ 行政関連施設、災害時要援護者に関する施設等の立地に関する対策

- 行政関連施設、災害時要援護者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備します。

2) 災害に強い交通施設の整備

- 道路、橋りょう、鉄道、港湾の耐震性及び代替性の確保、緊急輸送道路ネットワークの構築を図ります。
- 都市計画道路の見直しを検討する他、災害時の緊急輸送道路や臨海部の工業地域における火災発生時の避難経路として、都市計画道路の整備を推進します。
- 鉄道被災時の代替バス輸送機能確保や、港湾の耐震バース*の維持管理と臨港道路、橋梁の耐震化を進めます。また、その周辺には公園・広場を整備し、防災機能の強化を推進します。

3) 歴史的建造物の防災計画の推進

- 本市固有の歴史的建造物等においては地質、家屋調査を行い保存するとともに、防災計画への取り組みを検討します。

4) 大規模ため池の耐震化

- 大規模ため池について、ため池浸水被害想定区域図を策定するとともに、耐震診断等をもとに耐震整備を推進します。

5) 情報の開示

- 土石流危険溪流、急傾斜地崩壊危険箇所等の情報の開示を推進し、土砂災害警戒区域についても区域指定の追加を検討し、危険の周知、警戒避難体制の整備等を推進します。

6) 地域コミュニティ*による防災まちづくりの推進

- 消防団組織の活性化の支援、市民の自主防災力の強化等を図り、地域防災力の向上による防災まちづくりを促進します。また、災害時要援護者への安全性の確保を推進します。

7) 津波に強い地域づくり

① 浸水の危険性の低い地域への居住地形成

- 愛媛県地震被害想定調査を踏まえ、浸水想定区域や浸水予測時間の情報を提供するとともに、津波による浸水の危険性の低い地域において居住地を形成するように努めます。

② 津波避難計画の策定

- 津波浸水想定区域の中で、安全な場所に避難することが困難な地域を推測し、必要に応じて津波避難ビル等の計画的な整備や民間施設の活用、建築物や公共施設の耐浪化等による安全性の確保を促進します。

③ 関係部局の共同による計画の策定

- 避難対象地域においては、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所の確保、安全な避難経路の指定について地域住民等との協働により計画を策定します。

- 津波対策の実効性を高めるため、関係部局による共同での計画作成など、最大クラスの津波による浸水リスクを踏まえた、津波防災の観点からの地域づくりに努めます。

(9) 福祉関連施設等の整備方針

“誰もが安心して豊かに暮らせる生活空間づくり”の実現に向け、さまざまなソフト施策とともに、福祉の充実した地域環境づくりを推進します。

1) 「みんなでつくる福祉のまちづくり」の推進

○「みんなでつくる福祉のまちづくり条例」や「地域福祉推進計画 2011」により、すべての人が生活上の様々な障壁を取り除き、自らの意志で自由に社会参加でき、またともに支え合っている関係の構築、充実に努めます。

2) 高齢者や障がい者にやさしい生活環境整備

○小規模な住宅改修支援やデイサービスやショートステイなど、高齢者や障がい者等の生活実態に沿って選択可能な居住環境の整備を推進します。

3) ユニバーサルデザイン*の考え方を踏まえたまちづくり

○従来のハートビル法*、交通バリアフリー法*が統合されたバリアフリー新法*と愛媛県の「人にやさしいまちづくり条例」に基づく一体的な施設整備を図り、誰もが生活しやすいまちづくりを推進します。

4) 高度な福祉サービスの提供

○インターネットやCATV*を活用した育児・介護サービスの情報提供等を行うため、高度情報化社会に対応したインフラ整備を推進します。

5) 福祉施設の整備

○東新学園は、老朽化が著しく、国の指針で小規模化への移行が示されていることから、小規模グループケア化を図った施設形態として、早期の改築を推進します。福祉施設全般については、新居浜市アセットマネジメント*推進基本方針に基づき施設のあり方を含めた整備計画等を検討・策定します。

(10) その他公共施設等の整備方針

1) 計画的な修繕、統廃合等への取組

○公共施設の既存ストックについては、「新居浜市アセットマネジメント*推進基本方針」に基づき、既存施設の長寿命化対策を実施します。
○また、「新居浜市公共施設白書」等に基づき、施設総量削減に向け、広く市民の理解を得たうえで、統廃合（再配置）計画の策定について検討します。

2) 市営住宅

○公営住宅の建替えに際しては、バリアフリー*住宅の供給を進めます。また、既設住宅の維持・改善と適切な活用を図るため、「新居浜市公営住宅等長寿命化計画*」に基づき、予防保全的管理、長寿命化に資する改善を推進します。
○周辺環境についても、誰もが暮らしやすい良好な居住環境を備えた住宅地の供給を促進します。

3) 教育・文化施設等

○小・中学校等の余裕教室の有効利用を図るため、保健・福祉施設、文化施設、集会所としての利用を検討します。
○学校のコンピュートルームの充実やICT機器の整備等により学習環境の整備を推進します。

4) 墓園・斎場

○市営墓地の適切な維持・管理に努めます。
○斎場・火葬場の適切な維持・管理に努めます。

第4節 地域別構想

1. 地域区分の設定

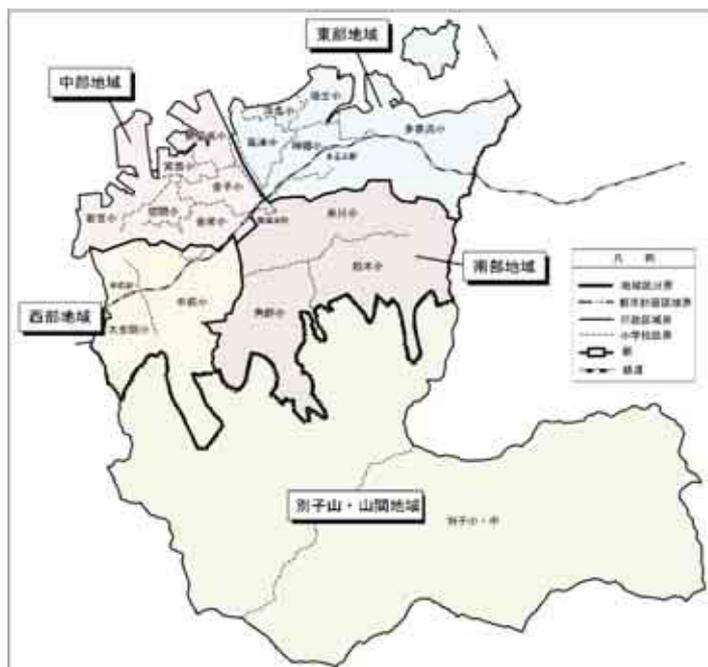
(1) 地域区分の区分要素

地域別構想では、地域の特性に応じたまちづくり方針を明示します。
 地域区分に際しては、1地域の規模が2～3個の小・中学校区のまとまりからなる5つの地域に区分しました。

(2) 地域区分の考え方：5つの地域に区分

地域名		地域区分要因
都市計画 区域* 内	中部地域	市役所、J R新居浜駅等の公共公益施設や、昭和通り、登り道等の商店街、前田町等の商業・業務施設が集積する既成市街地を形成しています。 また、臨海部には産業拠点となる工業地を擁していることなどから、本市の中心部となる地域です。
	東部地域	マリパーク新居浜や黒島海浜公園、大島など水と緑の資源が豊富な地域です。 産業拠点となる多喜浜、黒島、垣生工業団地があり、交通結節点としてJ R多喜浜駅や新居浜港東港・黒島地区等があり、本市の東の玄関口となる地域です。
	南部地域	地域拠点となる喜光地地区や広域交通の要衝となる新居浜インターチェンジがあり、南部観光・レクリエーション地域のエントランスとなる地域です。 また、山根地区や端出場地区等の近代化産業遺産*の保存と活用が図られている地域です。
	西部地域	愛媛県総合科学博物館やえひめ東予産業創造センター、広瀬公園及び閑静な住宅地と緑の自然環境とが調和した地域です。 また、国道11号が通り、J R中萩駅がある本市の西の玄関口となる地域です。
区域外	別子山・山間地域	本市生成発展の源である別子銅山を有し、南部観光・レクリエーションの拠点となる自然豊かな地域です。 また、別子山地区や東平地区等の近代化産業遺産*の保存と活用が図られている地域です。

地域区分図



2. 地域別現況特性と主要課題及びまちづくり整備方針

2-1 中部地域

(1) 地域の現況特性

- 中心商店街周辺、市役所周辺、J R新居浜駅周辺、前田町周辺の4つの地区があり、都市拠点形成しています。
- 人口は平成27年時点において約3.3万人で、近年微減傾向にあります。

(2) 将来イメージと整備目標

1) 将来イメージ

新居浜の玄関口となり、東予地域の中心都市としてふさわしい高次な都市機能を備えた、潤いと活気のあるまち

2) 整備目標

- J R新居浜駅周辺整備や近代化産業遺産*の保存と一層の活用による都市拠点の活性化
- 東予地域の中心都市としてふさわしい行政、文化、商業・業務機能等の高次な都市機能*を備えた、潤いと活気のあるまちづくり

(3) まちづくり整備方針

1) 土地利用

① 都市拠点地区等

- 都市拠点に都市機能を誘導するとともに、都市拠点やその近傍地域に居住の誘導に努め、市街地の再整備と都市機能の活性化を一体的に推進します。
- J R新居浜駅周辺は、芸術、文化、情報、交流、商業・業務施設、住宅等の立地誘導を活性化するとともに、駅の南北が一体となった市街地の形成を推進します。

② 商業・業務系

- 一宮町・繁本町周辺地区は、既存官公庁施設の改善・再生を促進します。
- 昭和通り・登り道周辺地区は、中心商業・業務地の魅力化を図り、近代化産業遺産*を生かした商業の活性化に努めます。
- 前田町周辺地区は、商業・業務及びアミューズメント機能が複合した地区の形成を促進します。

③ 工業系

- 臨海部の工業地は産業拠点としての強化を図るため、新規埋立ての検討、産業基盤の構築を推進します。また、臨海部の工業地に隣接する地域において、新たな工業用地の確保について検討します。

④ 住居系

- 特定用途制限地域の滝の宮公園周辺地域は、周辺環境と調和を図った中高層住宅地として整備を促進します。
- 市街地周辺は、商業・業務地と調和した住宅地の整備を促進します。
- 防災上危険な老朽木造密集住宅地は、居住環境や消防活動性の向上に努めます。
- 都市拠点やその近傍地域において、まちなか居住の誘導に努め、“歩いて暮らせるまちづくり”を促進します。

⑤ その他

- 用途地域内の低未利用地等は、適正な土地利用の誘導を図ります。
- 丘陵地は、緑地の保全に努めます。

2) その他の主な整備方針

- 市役所周辺においては、災害対策本部機能及び消防本部機能を有する新たな防災拠点施設の建設を推進します。
- 沿岸部においては津波避難計画を策定し、津波に強い地域づくりを推進します。

《主なまちづくり整備方針については、次図を参照して下さい。》

中部地域まちづくり方針図

～新居浜の玄関口となり、東予地域の中心都市としてふさわしい
高次な都市機能を備えた、潤いと活気のあるまち～



凡 例					
区分	項目	区分	項目	区分	項目
各種拠点	都市拠点	都市的土地利用	用途地域指定検討地区（住居系）	交通	自転車歩行者専用道路（整備済、未整備）
	都市拠点地区		市街地周辺地区（特定用途制限地域）		鉄道・駅
	交通・交流拠点		幹線道路沿道地区（特定用途制限地域）		鋼（あかがね）の道
	観光・レジャー拠点		田園居住地区（特定用途制限地域）	公園等	公園（整備済、未供用、計画）
	歴史・文化拠点		産業居住地区検討区域（特定用途制限地域）		核となる緑地
都市的土地利用	商業・業務ゾーン	沿道型施設立地ゾーン	その他	河川	
	近隣商業ゾーン	丘陵地		下水道事業計画区域	
	工業ゾーン	公有水面埋立地		雨水ポンプ場	
	住宅ゾーン	主要地方道		近代化産業遺産が残る地区、近代化産業遺産	
	用途地域指定検討地区（商業系）	主要道路（整備済、未整備）			

2-2 東部地域

(1) 地域の現況特性

- J R 多喜浜駅、新居浜港（東港地区）がある本市の東の玄関口となっています。
- 人口は平成 27 年時点において約 3.4 万人で、近年微減傾向にあります。

(2) 将来イメージと整備目標

1) 将来イメージ

多極型産業地と住宅地が調和した緑豊かな水辺のまち

2) 整備目標

- J R 多喜浜駅や新居浜港（東港地区）等の拠点機能の強化
- 多喜浜、黒島、垣生工業団地等での企業立地の促進
- 産業と住宅地が調和した緑豊かな水辺のまちづくり

(3) まちづくり整備方針

1) 土地利用

① 商業・業務系

- J R 多喜浜駅周辺は、拠点機能の充実に努めます。

② 工業系

- 多喜浜、黒島、垣生工業団地への企業立地を引続き推進します。
- 産業居住地区において、地域の健全な環境の形成を図ります。また、臨海部の工業地に隣接する地域等において、新たな工業用地の確保について検討します。
- 荷内沖は、臨海性産業用地として陸域化を検討します。

③ 住居系

- 特定用途制限地域の既に市街地が形成されている地域については、周辺環境との調和を図った用途地域の指定を検討します。
- その他の特定用途制限地域は、良好な生活環境の形成・保全に努めます。

④ その他

- 用途白地地域*にある優良な農地の保全に努めます。
- 丘陵地や山地は、緑地の保全に努めます。
- 貴重な自然海岸の保全を推進します。

2) その他の主な整備方針

- J R 多喜浜駅の交通結節機能の充実に努めます。
- 産業基盤の強化を図るため、新居浜インターチェンジに連絡する(都)郷桧の端線の早期整備を促進します。
- 都市拠点等へのアクセス性の向上を図るため、都市計画道路の整備に努めます。
- 国領川や沢津海岸等で創出される水辺景観の保全に努めます。
- 大規模地震発生時の海上輸送の確保を図るため、耐震バース*の適切な維持管理と臨港道路、橋梁の耐震化を推進します。
- 沿岸部においては津波避難計画を策定し、津波に強い地域づくりを推進します。

《主なまちづくり整備方針については、次図を参照して下さい。》

2-3 南部地域

(1) 地域の現況特性

- 喜光地に商業地域が形成され、地域一帯には低層住宅地が広がっています。
- 人口は平成 27 年時点において約 3.1 万人で、近年微減傾向にあります。

(2) 将来イメージと整備目標

1) 将来イメージ

近代化産業遺産*と自然環境がおりなす、情緒とやすらぎのあるまち

2) 整備目標

- 豊かな自然環境の保全
- 近代化産業遺産*の保存と一層の活用を図り、近代化産業遺産*と自然環境がおりなす情緒とやすらぎのあるまちづくり

(3) まちづくり整備方針

1) 土地利用

① 商業・業務系

- 地域拠点である喜光地周辺の商業地域は、商業・業務機能の充実に努めます。
- 国道 11 号、国道 11 号新居浜バイパスの沿道では、周辺住宅地の居住環境に配慮した沿道型施設の立地を促進します。

② 工業系

- 産業居住地区において、地域の健全な環境の形成を図ります。
- 松山自動車道新居浜インターチェンジ周辺及び国道 11 号、(都)郷桧の端線の沿道においては、新たな工業用地の確保を検討するとともに、観音原地区の工業用地整備を推進します。

③ 住居系

- 幹線道路や商業地域に隣接する住宅地では、事務所と店舗を許容した良好な住宅地の形成を促進します。また、国領川周辺の住宅地については、低層、低密度住宅地の形成を促進します。
- 特定用途制限地域の既に市街地が形成されている地域については、周辺環境との調和を図った用途地域の指定を検討します。
- その他の特定用途制限地域は、良好な生活環境の形成・保全に努めます。

④ その他

- 南部観光・レクリエーション地域の魅力の向上を図るため、点在した観光施設のネットワークの強化を図ります。
- 丘陵地や山地は、緑地の保全に努めます。
- 今後も用途白地地域*にある優良な農地の保全に努めます。

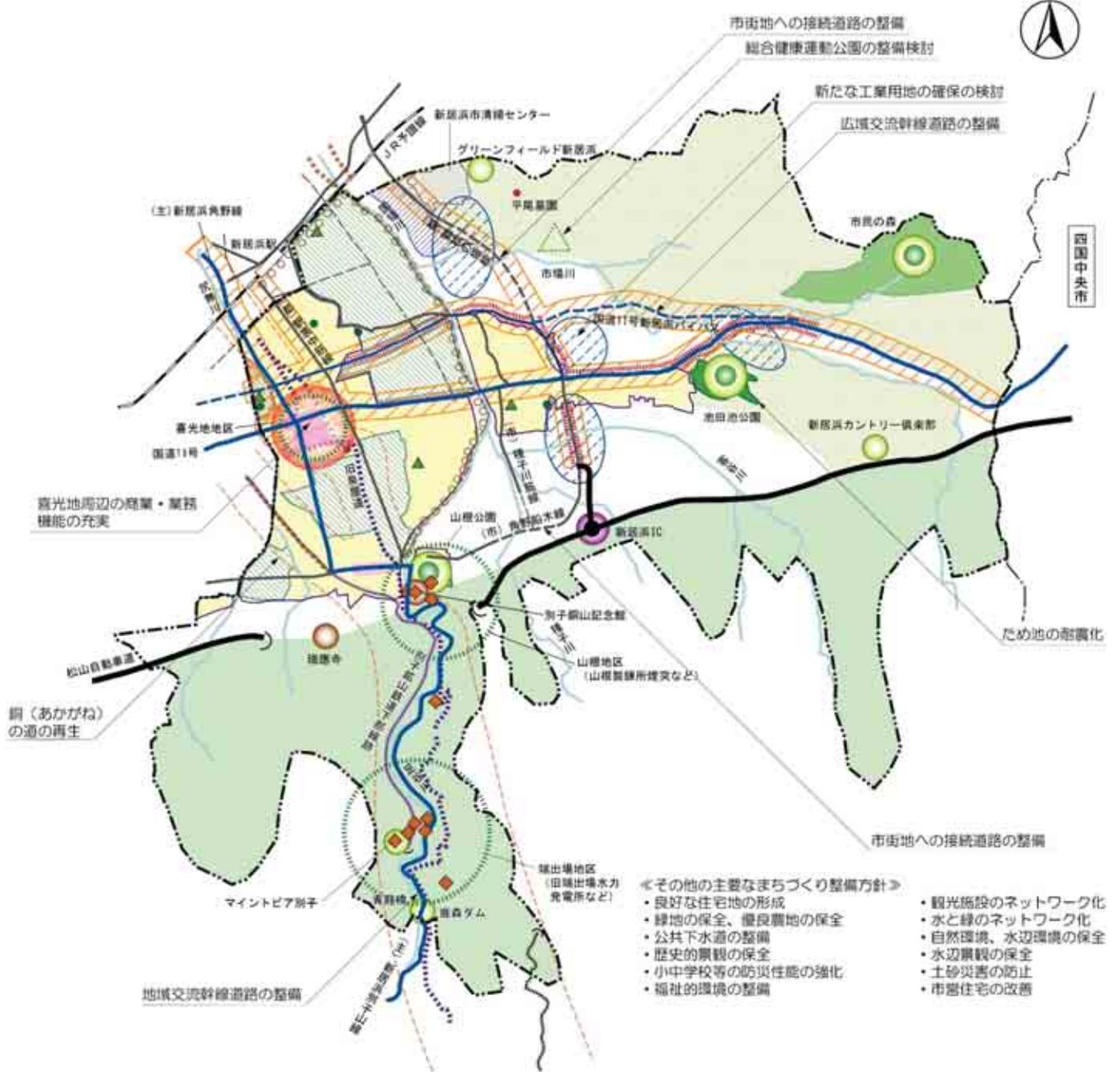
2) その他の主な整備方針

- 広域連携軸として国道 11 号新居浜バイパスの早期整備を促進します。
- 隣接市のアクセス性の改善と観光ネットワークの強化等を図るため、(主)新居浜別子山線、(都)郷桧の端線等の都市計画道路、(市)角野船木線の整備を推進します。
- 自転車走行ネットワークの構築を推進するとともに、別子鉱山鉄道下部線跡を生かした自転車歩行者専用道あしかがほを活用して、近代化産業遺産*のネットワーク化を図り、「銅の道」*の整備を図ります。

≪主なまちづくり整備方針については、次図を参照して下さい。≫

南部地域まちづくり方針図

～近代化産業遺産と自然環境がおりなす、情緒とやすらぎのあるまち～



- ＜その他の主要なまちづくり整備方針＞
- ・良好な住宅地の形成
 - ・緑地の保全、優良農地の保全
 - ・公共下水道の整備
 - ・歴史的景観の保全
 - ・小中学校等の防災性能の強化
 - ・福祉的環境の整備
 - ・観光施設のネットワーク化
 - ・水と緑のネットワーク化
 - ・自然環境、水辺環境の保全
 - ・水辺景観の保全
 - ・土砂災害の防止
 - ・市営住宅の改善

凡 例							
区分	項目	区分	項目	区分	項目		
各種拠点	●	地域拠点	都市的土地利用	 	交通	●●●●●	自転車歩行者専用道路 (整備済、未整備)
	●	交通・交流拠点		 		(上記以外の用途白地地域)	⇄
	●	観光・レクリエーション拠点		 	田園居住地区 (特定用途制限地域)	 	銅 (あかがね) の道
	●	歴史・文化拠点		 	産業居住地区 (特定用途制限地域)	 	公園 (整備済、計画)
都市的土地利用	 	商業・業務ゾーン	 	沿道型施設立地ゾーン	公園等	●	緑となる緑地
	 	住宅ゾーン	 	丘陵地		●	河川
	 	用途地域指定検討地区 (住居系)	 	山間地	その他	 	下水道事業計画区域
	 	市街地周辺地区 (特定用途制限地域)	 	高速道路		 	近代化産業遺産が残る地区、近代化産業遺産
	 	幹線道路沿道地区 (特定用途制限地域)	 	国道、主要地方道 (整備済、未整備)		 	
		 	主要道路 (整備済、未整備)				

2-4 西部地域

(1) 地域の現況特性

- J R 中萩駅があり、いよ西条インターチェンジにも近いことから本市の西の玄関口となっています。
- 人口は平成 27 年時点において約 2.4 万人で、近年微減傾向にあります。

(2) 将来イメージと整備目標

1) 将来イメージ

豊かな緑に囲まれ、産・文・学・住が一体となった魅力的なまち

2) 整備目標

- えひめ東予産業創造センターや愛媛県総合科学博物館、広瀬歴史記念館へのアクセス性の向上と一層の活用
- 愛媛県立新居浜高等技術専門校の活用
- ゆとりある住宅地の形成

(3) まちづくり整備方針

1) 土地利用

① 商業・業務系

- 国道 11 号、国道 11 号新居浜バイパスの沿道では、周辺住宅地の居住環境に配慮した沿道型施設の立地を図ります。

② 住居系

- 中村、上原周辺等の住宅地では、今後も一戸建てを主とした低層低密度な住宅地の形成を促進します。
- 特定用途制限地域の既に市街地を形成している地域については、周辺環境との調和を図った用途地域の指定を検討します。
- その他の特定用途制限地域は、良好な生活環境の形成・保全に努めます。
- 且の上地区については、幹線道路の進捗に合わせ、地域の実情にあった土地利用の誘導に努めます。

③ その他

- 国道 11 号、(都) 上部東西線沿道において、新たな工業用地の確保について検討します。
- 丘陵地や山地は、緑地の保全に努めます。
- 大生院地区については、優良農地の保全に努めます。

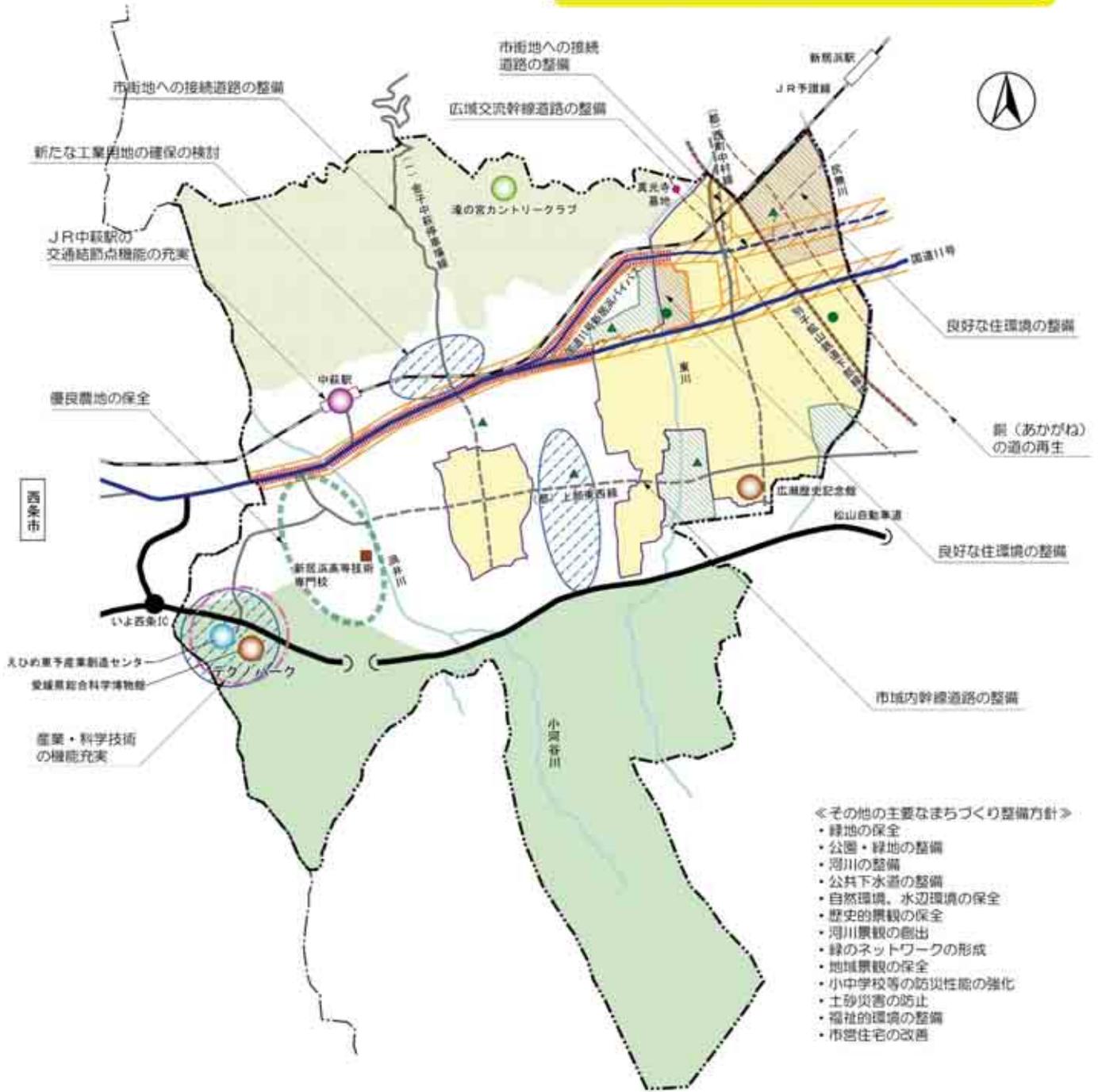
2) その他の主な整備方針

- J R 中萩駅の交通結節機能の充実に努めます。
- 国道 11 号新居浜バイパスの整備を促進します。
- 主要幹線道路と市街地等とのアクセス性を改善し利便性の向上を図るため、(都)西町中村線や(一)金子中萩停車場線の整備を促進します。
- 広瀬歴史記念館周辺については、歴史的景観の保全・形成に努めます。
- テクノパーク*については、地域産業の技術高度化支援及び研究開発型企業の育成の拠点、科学技術の情報発信拠点として機能充実に努めます。

《主なまちづくり整備方針については、次図を参照して下さい。》

西部地域まちづくり方針図

～豊かな緑に囲まれ、産・文・学・住が一体となった魅力的なまち～



凡 例					
区分	項目	区分	項目	区分	項目
各種拠点	交通・交流拠点	都市的土地利用	(上記以外の用途白地地域)	交通	自転車歩行者専用道路 (整備済、未整備)
	産業拠点		田園居住地区 (特定用途制限地域)		鉄道・駅
	観光・レジャー拠点		産業居住地区検討区域 (特定用途制限地域)		銅（あかがね）の道
	歴史・文化拠点		沿道型施設立地ゾーン		公園 (整備済、計画)
都市的土地利用	住宅ゾーン	丘陵地	交通	その他	河川
	用途地域指定検討地区 (住居系)	山間地			下水道事業計画区域
	市街地周辺地区 (特定用途制限地域)	高速自動車道			
	幹線道路沿道地区 (特定用途制限地域)	国道 (整備済、未整備)			
		交通	主要道路 (整備済、未整備)		

2-5 別子山・山間地域

(1) 地域の現況特性

- 別子山・山間地域は本市生成発展の礎である別子銅山発祥の地であるとともに、工業用水などの貴重な水源地域になっています。
- 地域の面積は市域の約57%を占めていますが、居住者は172人（平成27年3月末現在）で減少が続いています。

(2) 将来イメージと整備目標

1) 将来イメージ

大自然とふれあい、悠久のロマンあふれる銅山の里

2) 整備目標

- 山間地の良好な自然環境の保全
- 安心して生き生き暮らせる地域づくり
- 都市の後背地としてその魅力の向上

(3) まちづくり整備方針

1) 土地利用

- 山岳レクリエーションゾーンと位置づけ、生活基盤や産業基盤・交流基盤の整備に当たっては、自然に配慮しつつ、適切な土地利用に努めます。
- 森林については、健全な整備保全に努めます。
- 自然環境保全地域の赤石山系や、一級河川である銅山川などの豊かな自然環境を貴重な地域資源として捉え、自然を生かした環境学習の場を提供していくとともに、南部観光・レクリエーション地域としての活用を推進します。

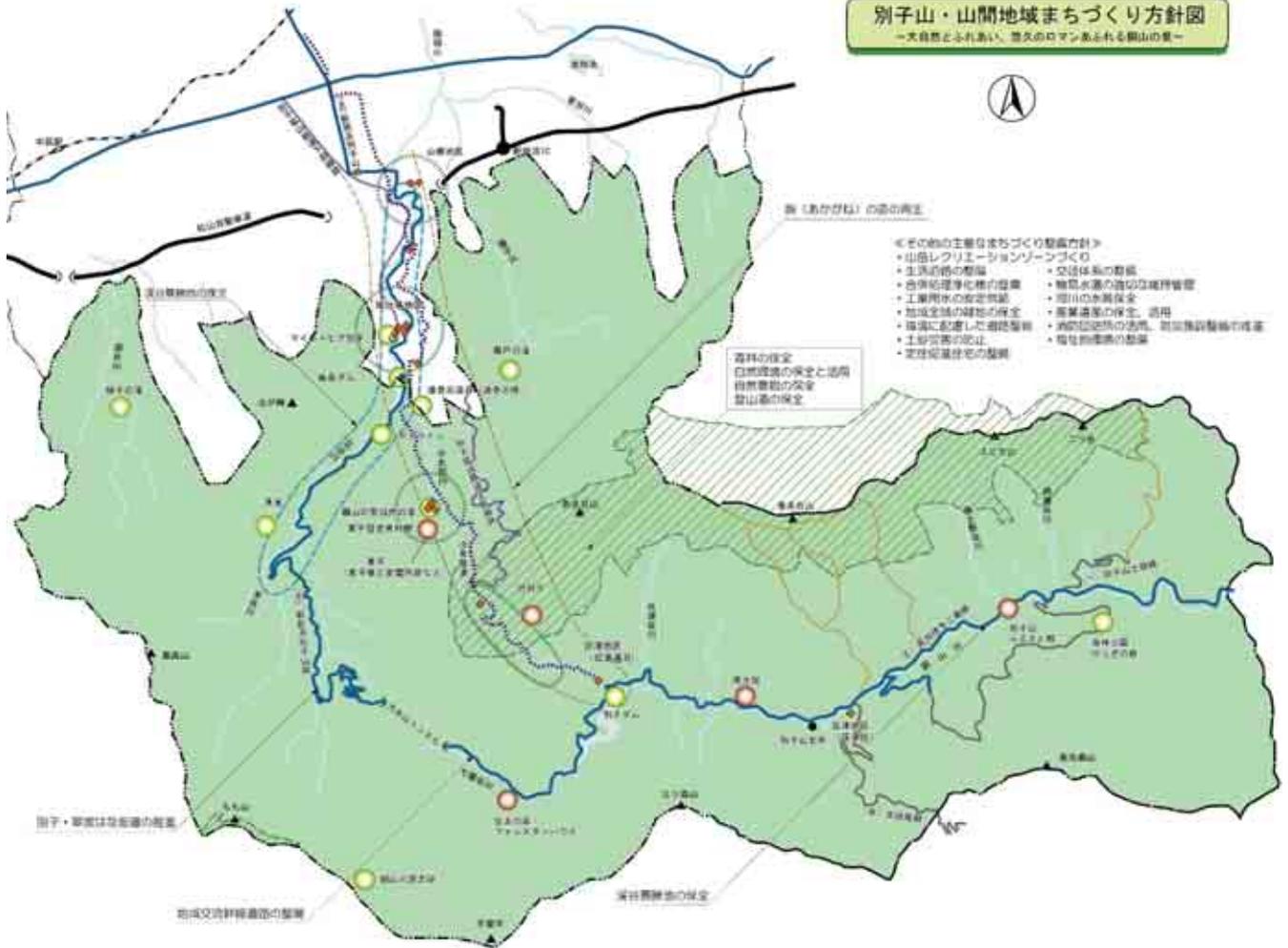
2) その他の主な整備方針

- 利便性の向上を図るとともに、安全で快適なサイクリングロードを目指すため、(主)新居浜別子山線等の主要路線の整備を促進します。
- 別子山地域バスについては、市街地内での他の交通機能との連携を図り、利便性の向上に努めます。
- 新居浜市と四国中央市の広域山岳観光ルートとなり、四季折々の花や自然景観を楽しむことのできる「別子・翠波はな街道*」の整備・保全に努めます。
- 東平、旧別子銅山等の世界に誇れる近代化産業遺産*の保全及び活用を努め、周辺環境との調和のとれた景観形成を推進します。
- 別子山地域の小中学校内の消防団詰所を整備し遠隔地の防災拠点とするとともに、耐震性防火水槽の設置を推進します。

《主なまちづくり整備方針については、次図を参照して下さい。》

別子山・山間地域まちづくり方針図

～大自然とふれあい、歴史のロマンあふれる観山の里～



- 「あかがね」の道の再生
- その他の主要なまちづくり整備方針
- 山岳レクリエーションゾーンの創出
 - 生活の質の向上
 - 合併処理浄化槽の整備
 - 工業用水の安定供給
 - 地域全域の緑地の保全
 - 毎週に開催した遊歩道の整備
 - 土砂災害の防止
 - 定住促進策の整備
 - 交通体系の整備
 - 施設水害の適切な維持管理
 - 河川の水質保全
 - 産業遺産の保全、活用
 - 酒の歴史の活用、観光施設整備の推進
 - 毎世祭の整備
- 森林の保全
自然環境の保全と活用
自然景観の保全
登山道の保全

凡 例								
区分	項目	区分	項目	区分	項目			
各種拠点		観光・レクリエーション拠点	交通		高速道路	交通		綱（あかがね）の道
		歴史・文化拠点			主要地方道	その他		河川
土地利用		山間地			主要道路		近代化産業遺産が残る地区、近代化産業遺産	
		自然環境保全地域		登山道				

第5節 実現化に向けての取り組み

1. 実現化方策の検討

全体構想や地域別構想で示した都市の将来像を実現するための主な施策や整備手法、整備スケジュール等について示します。

(1) 適正な土地利用の誘導

本市は区域区分*制度（線引き）が廃止されたことを踏まえて、中心部の都市拠点に高次都市機能*の集積と地域拠点に身近な生活機能を集約した快適な都市空間を形成するとともに、周辺部の生活拠点に存在する地域コミュニティ*と文化・自然環境を維持・継承する「まちづくり」を目指しています。これらを実現するための土地利用規制・誘導方策として、用途地域及び特定用途制限地域の指定・変更が考えられます。

ただし、土地利用規制に併せて都市拠点への公共公益施設の集約と既成市街地における優先的な都市施設の整備が必要です。

(2) 整備手法の検討

市民との協働による計画的かつ効率的な都市施設の整備を図り、「にいほま」の個性を生かした「まちづくり」を進めます。そのためには、「新居浜市アセットマネジメント*推進基本方針」を踏まえつつ、限られた行政資源の中で行政需要に対応するため、柔軟かつ健全な行財政運営を図りながら、国の事業手法や制度を適切に活用していくことが一層重要となります。

本節では、事業の抽出とおおむねの整備の優先度について検討を行いました。事業の整備目標年については、第五次新居浜市長期総合計画*との整合を図り、

○本都市計画マスタープランの目標年度である平成32年度までを

「短期（平成28～32年度）」

○それ以降を「長期（平成33年度以降）」 としました。

経済情勢もあり各事業について時期を特定していくことは難しいものの、現段階で予定されている主な各種事業と本計画の実現に向けて特に重要となる各種事業について整理します。

現在想定される事業一覧・1

種別	事業名等	整備目標年		該当地域				
		短期	長期	中部	東部	南部	西部	別子山・山間
		H28～ H32年度	H33年度 以降					
面的 關連 整備	中心市街地活性化事業	○	○	○				
	(仮)新居浜駅南地区	○	○	○		○		
交通 關連 施設	(都)国道11号新居浜バイパス線 (4車線)	○	○			○	○	
	(都)駅前滝の宮線 (2車線)		○	○				
	(都)西町中村線 (2車線)	○	○	○			○	
	(都)岸の下旦の上線 (2車線)		○				○	
	(都)平形外山線 (2車線)	○	○	○		○		
	(都)郷松の端線 (2車線)	○	○		○	○		
	(都)下泉中村松木線 (2車線)		○			○	○	
	(都)上部東西線 (2車線)	○	○				○	
	(都)新居浜駅菊本線 (2車線)	○	○	○				
	(都)大江橋高木線 (2車線)		○	○				
	(都)新田高木線 (2車線)	○	○	○				
	(都)河内町港町線 (2車線)		○	○				
	(都)高木中筋線 (2,4車線)	○	○			○		
	(都)沢津桜木線 (2車線)		○		○			
	(都)宇高西筋線 (2車線)	○	○		○			
	(都)港町松神子線 (2車線)		○		○			
	(都)西原松神子線 (2車線)	○	○	○	○			
	(都)前田庄内線 (2車線)		○	○				
	(都)高木庄内線 (2車線)		○	○				
	(都)上泉萩生線 (2車線)	○	○			○	○	
	(都)庄内坂井線 (2車線)		○	○				
	(都)中央環状線(自転車歩行者専用道)	○	○	○				
	(都)新須賀山根線(自転車歩行者専用道)	○	○	○		○		
	(主)新居浜別子山線	○	○					○
	(一)金子中萩停車場線	○	○	○				○
	(市)角野船木線(角野新田町～船木間)	○				○		
	新居浜東港内貿公共ふ頭整備	○			○			
新居浜本港外貿公共ふ頭整備	○	○	○					
臨港道路菊本ふ頭線	○	○	○					

※(都)：都市計画道路 (主)：主要地方道(県道) (一)：一般県道 (市)：市道

現在想定される事業一覧・2

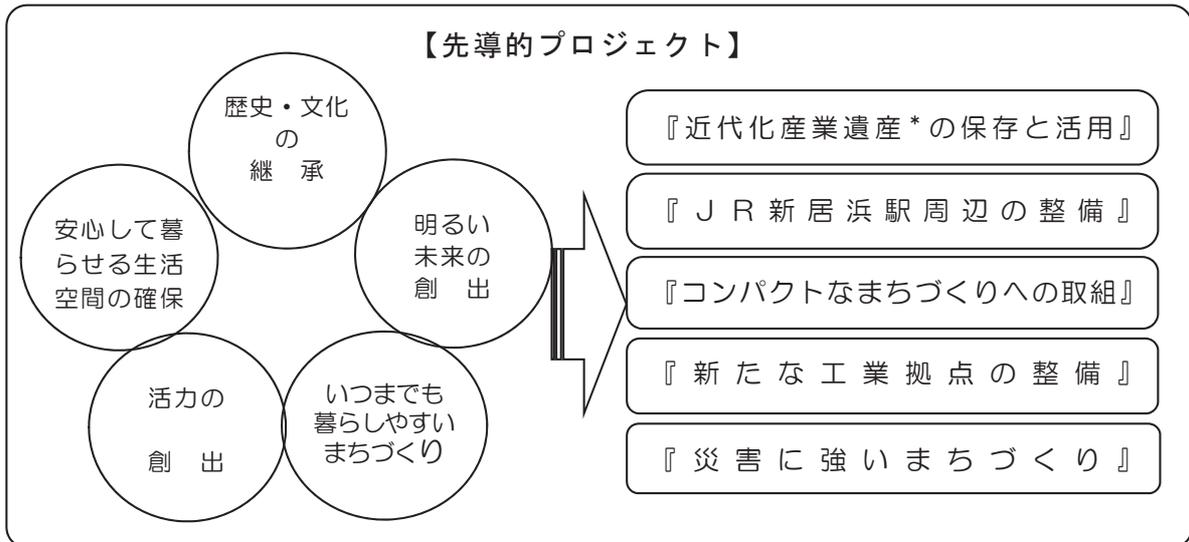
種別	事業名等	整備目標年		該当地域				
		短期	長期	中部	東部	南部	西部	別子山・山間
		H28～ H32年度	H33年度 以降					
公園・緑地 関連施設	国領川緑地整備事業	○	○	○	○	○		
	滝の宮公園整備事業	○	○	○				
	神郷公園整備事業	○			○			
	黒島海浜公園再整備事業	○	○		○			
	山根公園再整備事業	○	○			○		
	(仮)総合健康運動公園整備事業	○	○		○	○		
	その他公園、緑地整備事業	○	○	○	○	○	○	
河川 関連施設	尻無川総合流域防災事業（河川）	○	○	○			○	
	国領川地震・高潮対策事業（堤防）	○				○		
供給処理 関連施設	公共下水道事業	○	○	○	○	○	○	
	新居浜下水処理場	○	○	○				
	雨水ポンプ場	○	○	○	○			
	一般廃棄物処理施設整備事業	○	○	○		○		
	新居浜市水道事業	○	○	○	○	○	○	
その他	公営住宅整備事業	○	○	○	○	○	○	
	消防署庁舎整備事業	○	○	○	○	○		
	消防水利整備事業<耐震性貯水槽>	○		○	○	○	○	
	消防分団詰所整備事業	○			○			
	ため池等整備事業	○			○	○	○	
	新居浜市斎場整備事業	○		○				
	密集住宅市街地の整備	○	○	○				
	荷内沖開発事業	○	○		○			
	新居浜港（本港地区）港湾整備事業	○	○	○				
	海岸保全施設整備事業（沢津海岸、多喜浜新田海岸、荷内西海岸）	○	○		○			
	児童養護施設改築事業	○				○		

2. 実現化に向けての取り組み

(1) 将来都市像の実現化を図るための先導的プロジェクトの推進

本市は、少子・高齢化への対応、コンパクトなまちづくり、密集住宅市街地の居住環境の向上など様々な課題を今なお抱えている状況にあります。これらの課題を踏まえ、将来都市像の実現を図っていくためには、歴史・文化を継承し、安全で安心して暮らせる生活環境や活力ある産業活動の確保を図るとともに明るい未来を創出し、住み続けることができるまちづくりが必要です。

そのため、次の5項目を将来都市像の実現を図るための先導的プロジェクトとして位置づけ、これらの事業を積極的に進めていくこととします。



1) 近代化産業遺産*の保存と活用 (近代化産業遺産*を生かしたまちづくりの推進)

- 近代化産業遺産*の保存・活用にあたっては、所有者と十分な調整を行い、合意形成を図ることが必要です。
- 産業遺産の運営、保存・活用については、所有者・市民・団体・行政が一層の共通認識を持ち、創意工夫を持って運営、保存・活用に努めることが必要です。
- 世界遺産*への登録に近づくため、世界に誇れる先人の英知と業績を人類の貴重な財産として保存・活用に努め、「ものづくりのまち・新居浜」の未来に向けて継承・発信していくことが重要です。

2) 本市の玄関口＝都市拠点地区となるJR新居浜駅周辺の整備

- 駅南地区における用途地域への指定や既成市街地の用途変更など、適正な土地利用の誘導を推進することにより、面的な市街化を図ることが必要です。
- 効果的、効率的かつ計画的な道路網の整備が必要です。
- 駅南地区の計画的な市街地整備については、地元住民等との合意形成を図りながら、協働によるまちづくりを進めていくことが必要です。

3) コンパクトなまちづくりへの取組

- “いつまでも暮らしやすいまちづくり”への取組について、以下の基本的な方針を定めます。
 - ・方針1：都市機能の都市拠点や地域拠点等への集約立地の促進
 - ・方針2：都市拠点や地域拠点、その近傍地への居住の集積の促進
 - ・方針3：都市拠点や地域拠点と周辺地域を連絡する公共交通網の整備促進
 - ・方針4：郊外部等の暮らしを保持するための生活拠点の保全
- 都市全体の観点から「立地適正化計画」の策定を検討します。

4) 新たな工業拠点の整備

- 本市は工業用地の新規需要に対する用地を確保することが必要な状況になっていることから、新たな活力となる企業誘致・立地を促進するため工業拠点の整備を目指します。
- この取組として、臨海部の工業地に隣接する地域や新居浜インターチェンジ付近において「産業居住地区」の指定(拡大)を検討します。
- また、国道11号や(都)郷桧の端線の沿道等において、計画的な工業用地の整備を検討します。

5) 災害に強いまちづくり

- 本市は、過去の豪雨災害や東日本大震災等を教訓とし、災害に強いまちづくりを目指します。
- この取組として、防災施設、雨水施設の整備等、建築物の耐震化や防災上危険な密集市街地等の防災性と消防活動性の向上などに努めます。また、南海トラフ地震等による津波や高潮対策として海岸保全施設の整備や治水事業、内水排除施設の耐震化などのほか、緊急輸送道路のネットワーク化やライフラインの強化など、多面的な整備を推進します。
- さらに、最大クラスの津波(発生頻度は低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波)に備えて津波避難計画を策定します。

(2) 今後のまちづくりの推進に向けて(市民等と行政の協働によるまちづくり)

本市が目指す都市像の実現のため、より一層の市民の積極的なまちづくりへの参加を促していくとともに、各種公共事業における行政の説明責任の向上と、効果的・効果的な事業の実施を推進します。

1) 市民等の積極的な参加

- まちづくりを身近なものとして感じてもらうための方策として「まちづくり情報の広報紙などへの掲載」「インターネット、CATV*など情報通信網を活用した情報の提供」「市民参加型の集会等の開催」などに取り組んでいきます。
- 双方向性を重視し、市民や各種団体からのまちづくりに対する意見や提案をいただきながら、検討を行い、施策や事業の展開に反映していけるよう努めていきます。

2) 市民等と行政の協働によるまちづくりのしくみづくり

- 今後も「まちづくり協働オフィス」事業を推進するとともに、行政内部の協働環境の整備を行い、積極的に市民活動団体等との対話・連携を図り、市民、団体、事業者と行政の協働によるまちづくりに向けたしくみづくりを進めます。

3) 効果・効率的なまちづくりの推進に向けて

- 事業を進めるにあたっては、新居浜市行政評価実施要綱に基づき、市民の視点に立った成果を反映させ、市民への説明を行うとともに、効果的かつ効率的に推進します。
- アセットマネジメント*の円滑な導入及び効果的な推進を図ることを目的として新居浜市アセットマネジメント*推進基本方針を定めています。この基本的な考え方・方向性を基本として、公共施設や公共建築物を対象施設とし、“施設の計画的な維持管理”、“市民ニーズや社会的要請への対応”、“既存施設の有効利用や統廃合”を図ります。
- これからのまちづくりにおいては、民間の活力を積極的に取り入れていくことにより、財政負担の軽減など効率化を図るとともに、官民共同によるまちづくりを推進します。
- 広域的な連携を推進することで、施設整備などにおける投資や維持・運営面での効率化を図ります。

用語の説明

本文中に「*」マークのついている用語の説明集です。

【あ行】

●「^{あかがね}銅の道」

「新居浜市近代産業遺産・^{あかがね}銅の道」活用調査研究報告書（1997年10月）で使用されている用語である。

概念として、山から海へ銅を運んだ歴史的な跡で、具体的には、別子銅山閉鉱までに物資運搬路等に使用された旧泉屋道（別子銅山～口屋）と旧住友鉱山鉄道という固有名詞になっている。市街地の中に組み込まれている部分も多く、往時の面影を残しているところもある。

●アセットマネジメント

アセットマネジメントとは、長期的かつ経営的な視点で、公共施設の管理・活用・処分する取り組みであり、具体的には将来的な施設の老朽度合いや発生する維持管理費用を予測し、その予測に立って、計画的に施設の修繕、改修、処分、統廃合を行うことを意味する。

●オープンスペース

公園・広場・河川・湖沼・山林・農地等、建物によって覆われていない土地の総称。

【か行】

●開発行為

主として建築物の建築又はコンクリートプラントやゴルフコース等特定工作物の建設に供する目的で「土地の区画形質の変更」を行うもの。

●環境基本計画

環境負荷の軽減、自然との共生及びアメニティの創出を図った質の高い都市環境の形成の指針を示す計画であり、市町村が策定するものである。新居浜市では平成26年3月に第2次新居浜市環境基本計画及び環境保全行動計画を策定している。

●近代化産業遺産

農業、製造業など産業の近代化、社会資本の整備等に大きく貢献した産業設備・技術や建物、これらを支えた運河、鉄道、港湾といったインフラの遺構などの総称。既に役割を終えて休止しているものが多いが、現在も稼働している施設も対象となる。

本市では、別子銅山関連の産業遺産が数多く残っている。

●区域区分

市街化区域と市街化調整区域との区分のこと。新居浜市では平成16年5月に区域区分が廃止された。

●高次都市機能

行政、文化、情報・通信、交通など、市民の多様なニーズや21世紀の社会に対応した都市施設・機能のこと。

●交通アクセス

目的地へ接近（アクセス）する交通手段。

●交通戦略(都市交通戦略)

都市交通戦略とは、政策目標を明示した上で、これを実現する複数の施策とその展開をあらかじめ定め、これに基づいて事業実施、施設の管理・運営を行っていくこと。さらには、施策展開の事前、中間、事後の段階で評価を行い政策目標の設定や政策立案・計画にフィードバックすること等、ダイナミックで自立的な政策システムを指す。

●交通バリアフリー法

平成12年に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」。

高齢者や身体に障害のある人、そのほか妊婦などの公共交通機関（鉄道、バスなど）を利用した移動の利便性及び安全性の向上を目的として、鉄道駅・バスターミナルなどのバリアフリー化、電車・バスなどの車両等のバリアフリー化、鉄道駅等を中心にした一定の地区における道路、駅前広場、信号機、道路標識等のバリアフリー化を推進するためのもの。

【さ行】

●CATV（ケーブル cable テレビジョン television）

電波をアンテナから受信する通常のテレビ放送の方式と違い、同軸ケーブルや光ファイバーなどを利用して、テレビ番組などを加入者に配信する方式。

●世界遺産

1972年のユネスコ総会で採択された「世界遺産条約」に基づいて、「世界遺産リスト」に記載（登録）された自然や文化のこと。

【た行】

●第五次新居浜市長期総合計画

新居浜市の、これからのまちづくりの指針となる第5次新居浜市長期総合計画（平成23年度～平成32年度）である。長期総合計画は、私たちの住む新居浜市をどのようなまちにしていくのか、また、そのために何をしていくのかを総合的、長期的な指針としてまとめた市の最上位計画（最高方針）である。

●耐震バース

耐震強化された岸壁。緊急輸送活動を行うための重要な港湾においては「港湾における大規模地震対策施設整備の基本方針」により耐震強化岸壁の整備が計画されている。

●地域コミュニティ

地域社会、共同生活体のことで、市民が地域で共同し、よりよい生活条件や社会環境を実現するための組織。

●地区計画

住民の生活に結びついた「地区」を単位として、良好なまちづくりを進める都市計画の手法。「地区レベルでのまちづくりの方針（ビジョン）」や「道路、公園の配置や建物の用途や高さ、容積率、壁面の位置等」について、地区の特性に応じてきめ細かく定めるもの。

●テクノパーク

大学・研究機関、企業間の有機的な協力を通じて特定地域の技術革新と先端産業発展を効果的に達成するために、研究機能、操業、教育・訓練機能、支援サービス機能、試験生産機能等を一地域に集積させたもの。

●都市基盤施設

道路、公園、下水道など、都市生活の基盤となる施設のこと。

●都市計画区域

都市計画法やその他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。

市町村の中心の市街地を含み、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などを勘案して一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域が指定される。

●都市計画区域マスタープラン

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めたもの。都市計画の目標、区域区分（市街化区域と市街化調整区域との区分）の決定の有無及び定めるときはその方針、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業（土地区画整理事業など）に関する主要な都市計画の決定の方針などを定めている。新居浜市の都市計画区域については、愛媛県が「新居浜都市計画区域マスタープラン」として平成21年1月に策定され、現在、見直しが行われている。

●都市のバックアップ機能

災害時において、避難路や緊急輸送道路、ライフライン等の確保を目的とした、太陽

光発電や雨水貯留などの都市において自立可能となる機能、交通基盤の複線化等の機能（リダンタンシー機能）を指す。

●特別用途地区

都市計画法に基づく制度で、用途地域内の一定の地区において、その地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、当該地区に指定している用途地域を補完して定めるものである。建築物の用途だけに限らず、建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限で、指定の目的のために必要なものを、地方公共団体の条例で定めることができる。

【な行】

●新居浜市公営住宅等長寿命化計画

この計画は、公営住宅等ストックの適切なマネジメントを行うべく、市内の公営住宅等ストックの状況を把握し、その役割やあり方を考慮した上で団地別・住棟別の活用方針を定めるとともに、長期的な視点をもって長寿命化のための維持管理計画を策定するものである。その中で長寿命化のための維持管理計画は、長寿命化に資する予防保全的な管理や改善を推進し、ライフサイクルコストの削減等を目指すものである。

【は行】

●ハートビル法

不特定多数のものが利用する公共的性格を有する建築物（特定建築物という）を対象に、出入口、廊下、階段、便所等を高齢者・障害者が円滑に利用できるよう建築的配慮を行うことを建築主の努力義務として位置付けた法律（1994年施行）。建築主は特定建築物を建設する際にはハートビルにする責務がある。また、この基準を満たす建築物の建築主は、所管行政庁の認定を受けた場合、税制上の特例措置や補助、低利融資等が受けられる。

●バリアフリー

障害者や高齢者等が円滑に生活できるように、建築物等の障壁を取り除くこと。移動平面の段差の解消や音声案内、点字表示の設置などを行う。

●バリアフリー新法

「新バリアフリー法」（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）は、鉄道駅やバスターミナルなどの公共交通機関を対象とする「交通バリアフリー法」（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）と、デパートや旅客施設（鉄道駅等）などのバリアフリー化をめざす「ハートビル法」（高齢者、障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）を統合し、高齢者や障害者が移動しやすいまちづくりを一体的に進めることを目的とするもので、2006年6月に成立した。

●別子・翠波はな街道

愛媛県の東部にある、赤石山系・法皇山脈の山々を囲むようにして、国領川と銅山川をつなぐ全長65kmのドライブコースのこと。別子ライン、マイントピア別子、銅山川溪谷などの絶景と四季折々の花が楽しめるコースとなっている。

【ま行】

●水と緑のネットワーク

公園・緑地の整備を図ると同時に、河川や海辺などの水辺環境の回復を進めることにより、水と緑を面的かつ線的に関連づけ、うるおいのある環境づくりを図ることをいう。

●緑の基本計画

まちの緑の将来あるべき姿と、それを実現させる方法を示した計画。市町村が都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関して、総合的かつ計画的に実施するために定めることができる。新居浜市では平成10年3月に策定されている。

【や行】

●ユニバーサルデザイン (universal design)

あらゆる年齢、背格好、能力の人が利用可能なように、まちづくりや商品のデザインに関し、誰もが利用しやすいデザインをはじめから取り入れておこうとする試み。例えば、子供や高齢者、障害者から健常者まで誰でもどこかに座れてコミュニケーションが図れるように、一つの場所に配置された様々な高さのベンチなどがこれに当たる。

●用途白地地域

都市計画区域内において用途地域を指定していない地域。新居浜市では用途白地地域に特定用途制限地域を指定している。

【省略記号】

- (都) : 「都市計画道路」あるいは「都市計画公園」の略
- (主) : 「主要地方道 (県道)」の略
- (一) : 「一般県道」の略
- (市) : 「市道」の略